

社債発行届出目論見書

平成19年2月

1. この届出目論見書により行う社債5,000百万円（見込額）の募集（一般募集）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年2月21日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格、利率および申込証拠金等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第四部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

社債発行届出目論見書

発行価格 未定

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

目次

| | 頁 |
|--------------------------|-----|
| 表紙 | |
| 第一部 【証券情報】 | 1 |
| 第1 【募集要項】 | 1 |
| 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】 | 1 |
| 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】 | 5 |
| 3 【新規発行による手取金の使途】 | 5 |
| 第2 【売出要項】 | 5 |
| 第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 | 6 |
| 第二部 【企業情報】 | 7 |
| 第1 【企業の概況】 | 7 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 7 |
| 2 【沿革】 | 9 |
| 3 【事業の内容】 | 10 |
| 4 【関係会社の状況】 | 13 |
| 5 【従業員の状況】 | 14 |
| 第2 【事業の状況】 | 15 |
| 1 【業績等の概要】 | 15 |
| 2 【生産、受注及び販売の状況】 | 21 |
| 3 【対処すべき課題】 | 21 |
| 4 【事業等のリスク】 | 22 |
| 5 【経営上の重要な契約等】 | 28 |
| 6 【研究開発活動】 | 29 |
| 7 【財政状態及び経営成績の分析】 | 30 |
| 第3 【設備の状況】 | 33 |
| 1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 | 33 |
| 2 【道路資産】 | 35 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 39 |
| 1 【株式等の状況】 | 39 |
| 2 【自己株式の取得等の状況】 | 41 |
| 3 【配当政策】 | 41 |
| 4 【株価の推移】 | 41 |
| 5 【役員の状況】 | 42 |
| 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 | 44 |
| 第5 【経理の状況】 | 47 |
| 1 【連結財務諸表等】 | 48 |
| (1) 【連結財務諸表】 | 48 |
| (2) 【その他】 | 91 |
| 2 【財務諸表等】 | 92 |
| (1) 【財務諸表】 | 92 |
| (2) 【主な資産及び負債の内容】 | 130 |
| (3) 【その他】 | 132 |
| 第6 【提出会社の株式事務の概要】 | 133 |
| 第7 【提出会社の参考情報】 | 134 |
| 1 【提出会社の親会社等の情報】 | 134 |
| 2 【その他の参考情報】 | 134 |

| | 頁 |
|---------------------------|-----|
| 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 135 |
| 第1 【保証会社情報】 | 135 |
| 第2 【保証会社以外の会社の情報】 | 135 |
| 第3 【指数等の情報】 | 137 |
| [監査報告書] | |

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成19年2月21日 |
| 【会社名】 | 阪神高速道路株式会社 |
| 【英訳名】 | Hanshin Expressway Company Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 木下 博夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 |
| 【電話番号】 | 06-6252-8121（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 小野崎 泉 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 |
| 【電話番号】 | 06-6252-8121（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 小野崎 泉 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 一般募集 5,000百万円 (注) 一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | 阪神高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） |
| 記名・無記名の別 | — |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金5,000百万円 |
| 各社債の金額（円） | 1,000万円 |
| 発行価額の総額（円） | 金5,000百万円（有価証券届出書提出日現在の見込額である。） |
| 発行価格（円） | 未定 （平成19年3月1日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に決定する予定である。） |
| 利率（%） | 未定 （平成19年3月1日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に決定する予定である。） |
| 利払日 | 毎年2月28日及び8月28日 |
| 利息支払の方法 | 1. 利息支払の方法及び期限 （1） 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成19年8月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各28日にその日までの前半箇年分を支払う。 （2） 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 （4） 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「12. 元利金の支払」）記載のとおり。 |
| 償還期限 | 平成25年3月19日 |
| 償還の方法 | 1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1） 本社債の元金は、平成25年3月19日にその総額を償還する。 （2） 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「12. 元利金の支払」）記載のとおり。 |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 未定 （申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。） 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |

| | |
|----------------|--|
| 申込期間 | 平成19年3月16日 (注) 13 |
| 申込取扱場所 | 別項引受証券会社の本店 |
| 払込期日 | 平成19年3月23日 (注) 13 |
| 振替機関・登録機関 | 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 担保 | 本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」という。）第8条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 |
| 財務上の特約（担保提供制限） | 該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） |
| 財務上の特約（その他の条項） | 該当条項なし |
| 取得格付 | 1. 取得格付 AAA（トリプルA）（取得予定） 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 (平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に取得する予定である。) |

(注) 1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理会社

株式会社みずほコーポレート銀行

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畳的債務引受け

- (1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」という。）第15条第1項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第1項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け（以下「本件債務引受け」という。）が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。
- (2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うものとする。
- (3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理会社による確認が行われた旨を、本（注）6に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。
- (4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第2項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者（ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下「機構債券」という。）の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- (5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第3項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。
- (6) 本件債務引受け後、本（注）4本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本（注）6において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。
- (7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。

- (8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注) 5並びに本(注) 10の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理会社が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理会社は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 機構が、機構債券、道路債券、首都高速道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券（以上を総称して、以下「機構債券等」という。）又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- (6) 当社が解散（合併の場合を除く。）の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかとなるとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
- (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理会社が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

5. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務（機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理会社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理会社に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理会社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理会社が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本(注)6に定める方法による。
8. 社債管理会社への通知
- 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理会社に通知しなければならない。
- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に物上担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
- (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。
9. 社債管理会社への事業概況等の報告
- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理会社に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理会社にこれを通知する。
- (2) 社債管理会社は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。
10. 本件債務引受け後の機構による社債管理会社への事業概況等の報告
- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理会社に提出する。
- (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理会社にこれを通知する。
- (3) 社債管理会社は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
11. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほコーポレート銀行
12. 元利金の支払
- 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関・登録機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
13. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。
- 当該需要状況の把握期間は最長で平成19年3月1日から平成19年3月16日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成19年3月9日から平成19年3月16日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成19年3月15日から平成19年3月23日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成19年3月9日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成19年3月15日」となることがありますのでご注意ください。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

| 引受人の氏名または名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|-------------|-------------------|---------------|--------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 5,000 | 未定 |
| 計 | — | 5,000 | — |

(注) 引受人及び引受金額については、上記の通り内定しているが、引受けの条件を平成19年2月22日から平成19年3月14日までの間に決定し、平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に買取引受契約を調印する予定である。

(2)【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称 | 住所 | 委託の条件 |
|-----------------|-------------------|-------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 未定 |

(注) 1. 上記社債管理者は商法における社債管理会社である。
2. 社債管理者は、上記の通り内定しているが、委託の条件を平成19年2月22日から平成19年3月14日までの間に決定し、平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に社債管理委託契約を調印する予定である。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額 (百万円) | 発行諸費用の概算額 (百万円) | 差引手取概算額 (百万円) |
|---------------|-----------------|---------------|
| 5,000 | 14 | 4,986 |

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,986百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定であります。

なお、かかる新設、改築、修繕又は災害復旧の計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 2 道路資産 (3) 道路資産の建設、除却等の計画」をご参照下さい。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路（注1）の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日に機構との間で締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては重畳的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により重畳的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債にかかる債務を引き受けた場合には、機構法第15条第2項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者（ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本社債にかかる債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。協定の詳細については、後記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間となります。

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第1期 |
|----------------------------|----------|
| 決算年月 | 平成18年3月 |
| 営業収益（百万円） | 105,147 |
| 経常利益（百万円） | 4,685 |
| 当期純利益（百万円） | 1,194 |
| 純資産額（百万円） | 21,194 |
| 総資産額（百万円） | 173,132 |
| 1株当たり純資産額（円） | 1,059.73 |
| 1株当たり当期純利益金額（円） | 59.73 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円） | — |
| 自己資本比率（%） | 12.2 |
| 自己資本利益率（%） | 5.8 |
| 株価収益率（倍） | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円） | △4,273 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円） | △3,810 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円） | 15,823 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 （百万円） | 35,135 |
| 従業員数（人） | 845 |

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第1期 |
|-------------------------------|----------|
| 決算年月 | 平成18年3月 |
| 営業収益（百万円） | 105,020 |
| 経常利益（百万円） | 4,655 |
| 当期純利益（百万円） | 1,179 |
| 資本金（百万円） | 10,000 |
| 発行済株式総数（千株） | 20,000 |
| 純資産額（百万円） | 21,179 |
| 総資産額（百万円） | 172,572 |
| 1株当たり純資産額（円） | 1,058.98 |
| 1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円） | — (—) |
| 1株当たり当期純利益金額（円） | 58.98 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円） | — |
| 自己資本比率（%） | 12.3 |
| 自己資本利益率（%） | 5.7 |
| 株価収益率（倍） | — |
| 配当性向（%） | — |
| 従業員数（人） | 818 |

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

2【沿革】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までを第1期連結会計年度及び第1期事業年度としており、平成17年10月以降の沿革は、以下のとおりです。

| 年 月 | 事 項 |
|----------|---|
| 平成17年10月 | 阪神高速道路株式会社設立 |
| 平成17年11月 | 財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け |
| 平成17年12月 | 阪神高速サービス㈱（連結子会社）を株式取得により子会社化 |
| 平成18年1月 | 阪神高速サービス㈱が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け |
| 平成18年3月 | 高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術㈱（連結子会社）を株式取得により子会社化 |
| 平成18年3月 | 高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を締結 |

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社10社及び関連会社2社（平成19年1月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の事業の3部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路（注1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路は国民共有の財産であり、高い公共性を有することから、道路利用者より収受する料金には当社の利潤は含めておらず、料金収入は機構への貸付料及び管理費用の支払いに充てています。

当事業における主要な業務ごとの内訳は、以下のとおりであります。

| 事業の内容 | 会社名 |
|---------------|--|
| 高速道路の新設、維持等業務 | 当社 |
| 保全点検・維持修繕業務 | 阪神高速技術㈱（注2）、㈱ロードテック、㈱ハイテクノ |
| 料金収受業務 | ㈱高速道路開発、㈱サナウィン、㈱コーベックス、㈱エイチエイチエス、 ㈱ベイフレンド、㈱グローウェイ |
| 交通管理業務 | ㈱阪神パトロール |
| その他業務（注3） | ㈱ハイウェイ技研 |

（注）1. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2. 連結子会社であります。

3. 高速道路の設計、測量に係る施工管理業務等であります。

(2) 受託事業

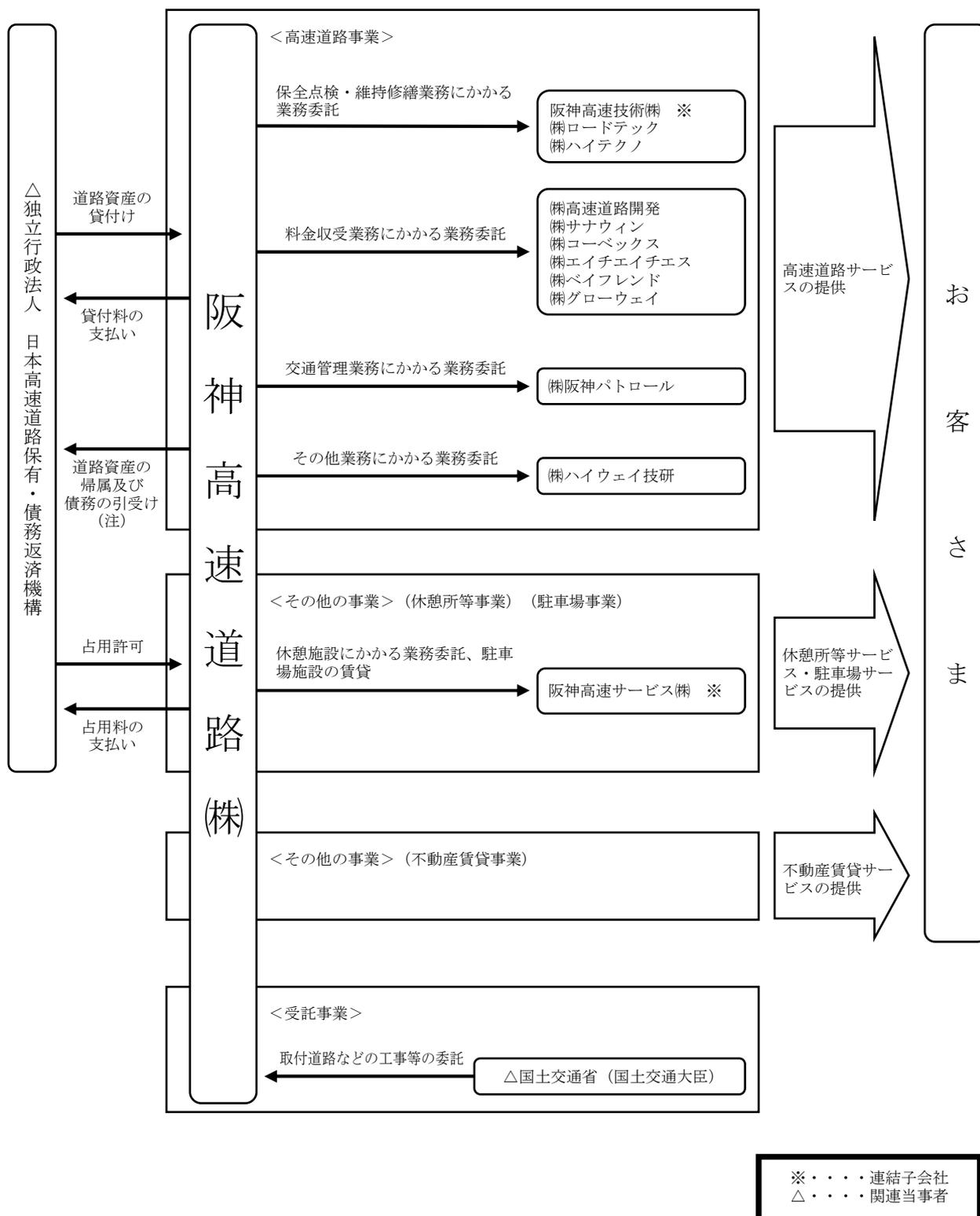
受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っており、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

(3) その他の事業

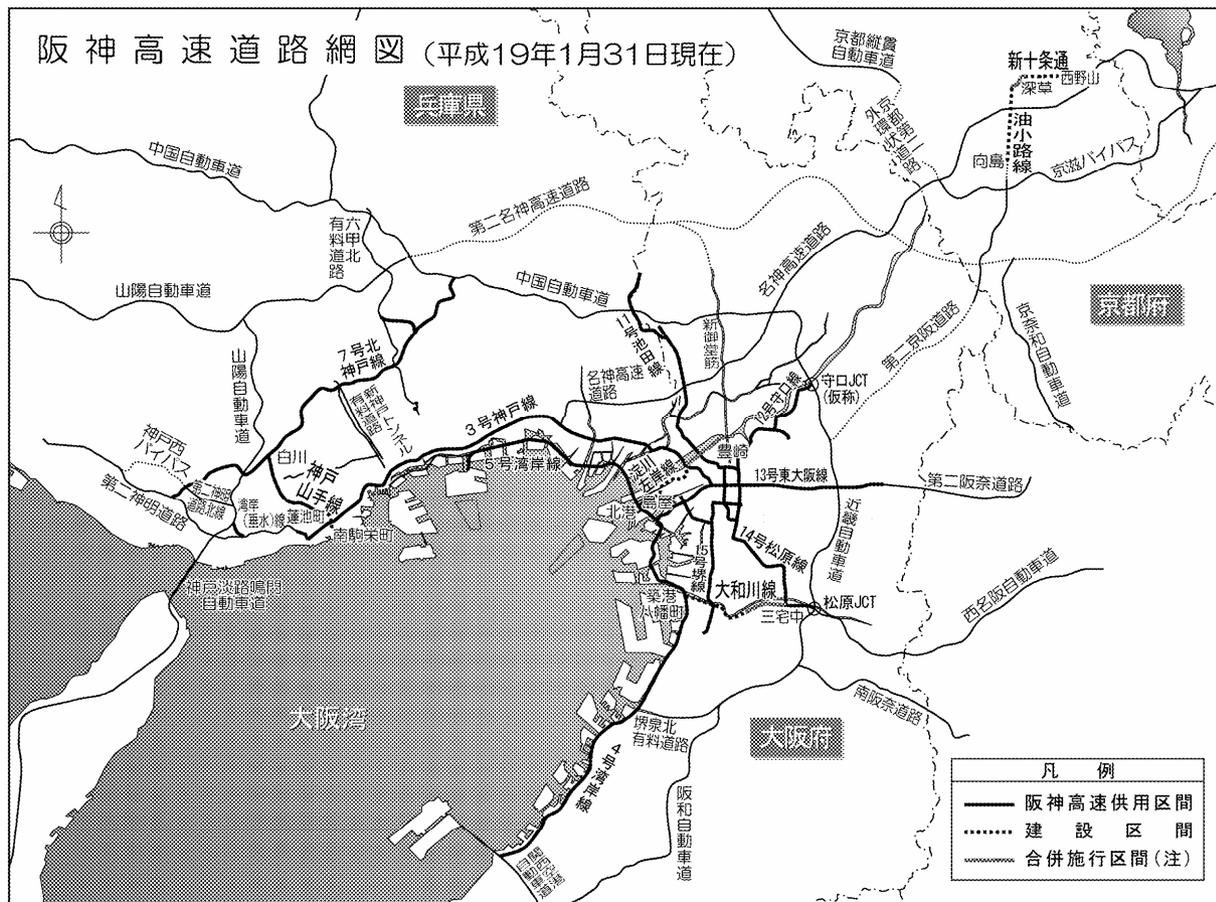
その他の事業には、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業が含まれます。

休憩所等事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「PA」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている6箇所において、当社がレストラン等運営事業者に営業を委託し、連結子会社である阪神高速サービス㈱に休憩施設にかかる巡回等の業務を委託することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が連結子会社である阪神高速サービス㈱に駐車場施設を賃貸し、同社が管理運営を行っております。さらに、不動産賃貸事業については、当社がその所有する土地につき時間貸駐車場事業者への賃貸等を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。（平成19年1月31日現在）



(注) 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



(注) 合併施行とは、府・県・市などの道路管理者と会社が協同で事業を実施する仕組みであります。道路管理者による街路事業が概成した後には有料道路事業を導入することにより、地方負担の軽減が図られるとともに、ネットワーク全体を会社が一元的に管理することが可能になります。当社では平成18年度から新たに認められた制度です。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(平成18年3月31日現在)

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 |
|-----------|------------|--------------|--------------|---------------------|--|
| 阪神高速サービス㈱ | 大阪市 中央区 | 10 | その他の 事業 | 100.0 | 休憩施設にかかる業務を委託するとともに、 駐車場施設（大阪・兵庫計214箇所）を賃貸し ております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員3名 |
| 阪神高速技術㈱ | 大阪市 中央区 | 20 | 高速道路 事業 | 100.0 | 阪神高速道路の保全点検・維持修繕業務全般 を委託しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員3名 設備の賃貸借 なし |

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年1月31日現在)

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------------|---------|
| 高速道路事業 | 668 |
| 受託事業 | |
| その他の事業 | 33 |
| 全社(共通) | 150 |
| 計 | 851 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成19年1月31日現在)

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 780 | 41.5 | 18.8 | 8,790,835 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の従業員により、阪神高速道路労働組合が組織されています。同労働組合は、昭和39年6月1日、阪神高速道路公団労働組合として設立され、平成17年10月1日、阪神公団の民営化に伴い当社が設立されたことを受け、同年同月同日、現在の名称に変更となったものです。同労働組合は、上部団体には加盟していません。なお、当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

また、金額については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の実績がないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、全体として着実な回復が続き、企業収益の改善により設備投資や個人消費も増加し、安定した景気回復が続きました。関西経済についても、有効求人倍率が大きく改善する等、家計部門を中心とした改善の動きが見られました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度は、平成18年度の民営化本格スタートまでの準備期間と位置づけ、今後45年間の高速道路事業運営の基本となる協定を機構との間で締結し、特措法上の事業許可を受けるとともに、民間企業に相応しい経営システムを確立するため、今後5年間の当社グループの進むべき方向として「中期経営計画」の策定を含め様々な社内マネジメント改革を進めました。また、「新渋滞対策アクションプログラム」の策定、「阪神高速お客さまセンター」の開設、「マイレージサービス」「阪神高速多頻度割引」「平日時間帯割引」「土曜、休日割引」を始めとする各種Electronic Toll Collection system (ETC) 施策を通じ、多様なサービスの提供、弾力的な料金設定に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は105,147百万円、営業利益は4,683百万円、経常利益は4,685百万円、法人税等を控除した当期純利益は1,194百万円となりました。なお、事業の種類別セグメント別の概要は次のとおりであります。

(高速道路事業)

高速道路事業分野につきましては、民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき阪神公団から引き継いだ事業を継続実施し、安全・安心・快適なネットワークの提供に努めるとともに、平成18年4月からの民営化本格スタートに向けた準備を進めてきました。交通需要については、内需の堅調な動きが続くなか交通量が増加する一方、営業費用については、暫定協定に基づく機構への貸付料や管理費用等の支出が発生しました。この結果、高速道路事業の営業収益は104,340百万円、営業利益は4,609百万円となりました。

(受託事業)

受託事業においては、兵庫県道高速湾岸線等に係る道路改築に係る事業をはじめとして、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことなどにより、営業収益は、344百万円となりました。営業費用については、間接費の受託事業への配賦額が多額となったこと等により380百万円となり、以上の結果、営業損失は36百万円となりました。

(その他の事業)

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業を展開しました。不動産賃貸事業において建物除却に伴う費用増の影響があったものの、より多くのお客様にご利用いただけるようサービスと施策の利便性向上に努め、特に、駐車場事業が堅調に推移した結果、その他の事業の営業収益は462百万円、営業利益は110百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、平成18年7月14日の日本銀行のゼロ金利解除に見られるように、デフレ脱却への着実な歩みが確認されたことで、企業収益が順調に推移し設備投資も増加を続けており、改善基調で推移しました。また、雇用環境は厳しさが残るものの改善に広がりを見せ、所得の増加により個人消費が増加するなど景気は回復してきました。

このような経営環境のもと、機構との協定に基づく事業開始年度である当中間連結会計期間を、「自主責任経営」の幕開けである民営化本格年とし、安全・安心・快適な高速道路を目指して、一層の安全対策への取り組みを行ったほか、お客様に快適にご利用頂くため、「新渋滞対策アクションプログラム」の策定・実施、「E T C土曜・休日割引社会実験」の実施等、様々な施策に取り組みました。また、当社グループでは業務の効率化と経営基盤の強化に努めるとともに収益力の拡大を積極的に努めてまいりました。この結果、当中間連結会計期間の営業収益は91,412百万円、営業利益は2,889百万円、経常利益は2,925百万円、法人税等を控除した当中間純利益は2,010百万円となりました。なお、事業の種類別セグメント別の概要は次のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業では、堅調な景気回復の動きを反映した交通量の推移となり、また、大型車の割合が増加したことから、料金収入は堅調に推移し、営業収益は90,727百万円となりました。一方、営業費用については、協定に基づく機構への貸付料の支払いや管理費用等が発生し、以上の結果、営業利益は2,685百万円となりました。

（受託事業）

受託事業においては、大阪府道大和川線事業等に係る道路建設に係る事業をはじめとして、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したものの精算がなされていないため、営業収益の計上はありませんでした。ただし、一部について収益とは連動せず一般管理費のみが発生しており、以上の結果、営業損失は7百万円となりました。

（その他の事業）

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業を引き続き実施し、加えて、当社ホームページ上においてバナー広告に係る事業を新たに開始しました。

駐車場事業において、新規開設を行うなど収益向上に努めたこともあり、結果として、その他の事業の営業収益は728百万円、営業利益は211百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益3,152百万円に加えて減価償却費1,700百万円、仕入債務の増加10,972百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加12,184百万円、未収消費税等の増加2,520百万円等があったことにより、4,273百万円の資金流出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、主としてE T C装置（路側装置、精算処理装置等）への設備投資等による固定資産の取得支出4,543百万円があったものの、残地等の売却による固定資産売却収入590百万円、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会からの事業譲受に伴う資金の増加額125百万円、子会社株式の取得による資金の純増額65百万円等があったことにより、3,810百万円の資金流出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、金融機関等からの長期借入による収入24,050百万円及び道路建設関係社債の発行による収入6,272百万円の資金調達を実施した一方で、阪神公団より承継した長期借入金の返済による支出14,499百万円があったことにより、15,823百万円の資金流入となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に損益計算書に計上された道路資産完成高は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に基づき機構に債務引受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営状態に即した適正な表示とするため、連結キャッシュ・フロー計算書上、道路資産完成高は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、35,135百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益2,956百万円に加えて減価償却費2,183百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加13,176百万円、仕入債務の減少3,939百万円、法人税等の支払額2,006百万円、売上債権の増加1,447百万円があったこと等により、15,441百万円の資金流出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、主としてE T C装置（車線制御装置等）への設備投資等による固定資産の取得支出4,047百万円があったことにより、3,938百万円の資金流出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、機構からの無利子借入れによる収入11,200百万円、短期借入金の純増800百万円があったこと等により、11,495百万円の資金流入となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に損益計算書に計上された道路資産完成高は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金、機構法第15条第1項に基づき機構に債務引受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッシュ・フロー計算書上、道路資産完成高は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、27,250百万円となりました。

(参考情報)

提出会社の第1期事業年度(自平成17年10月1日 至平成18年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」及び「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」は、以下のとおりであります。

(注) これらの明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

| 区分 | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|---------------|---|---------|
| | 金額(百万円) | |
| I 営業収益 | | |
| 1. 料金収入 | 87,949 | |
| 2. 道路資産完成高 | 13,966 | |
| 3. その他の売上高 | 2,424 | 104,340 |
| II 営業外収益 | | |
| 1. 受取利息 | 1 | |
| 2. 土地物件貸付料 | 24 | |
| 3. 原因者負担収入 | 47 | |
| 4. 雑収入 | 34 | 107 |
| III 特別利益 | | |
| 1. 固定資産売却益 | 143 | 143 |
| 高速道路事業営業収益等合計 | | 104,591 |

高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表

| | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | | |
|---------------|---|--------|--------|
| 区分 | 金額 (百万円) | | |
| I 営業費用 | | | |
| 1. 道路資産賃借料 | | | 64,932 |
| 2. 道路資産完成原価 | | | |
| (1) 用地費 | | | |
| 土地代 | 81 | | |
| 労務費 | 13 | | |
| 外注費 | 9 | | |
| 経費 | 166 | | |
| 金利等 | 2 | | |
| 一般管理費人件費 | 0 | | |
| 一般管理費経費 | 0 | 274 | |
| (2) 建設費 | | | |
| 労務費 | 416 | | |
| 外注費 | 12,676 | | |
| 経費 | 96 | | |
| 金利等 | 42 | | |
| 一般管理費人件費 | 73 | | |
| 一般管理費経費 | 89 | 13,394 | |
| (3) 除却工事費用その他 | | | |
| 労務費 | 13 | | |
| 外注費 | 276 | | |
| 経費 | 2 | | |
| 金利等 | 0 | | |
| 一般管理費人件費 | 2 | | |
| 一般管理費経費 | 2 | 297 | 13,966 |
| 3. 管理費用 | | | |
| (1) 維持修繕費 | | | |
| 人件費 | 664 | | |
| 経費 | 7,195 | 7,860 | |
| (2) 管理業務費 | | | |
| 人件費 | 1,187 | | |
| 経費 | 10,177 | 11,364 | |
| (3) 一般管理費 | | | |
| 人件費 | 550 | | |
| 経費 | 1,048 | 1,598 | 20,824 |

| | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | | |
|-----------------|---|-------|---------|
| 区分 | 金額 (百万円) | | |
| II 営業外費用 | | | |
| 1. 支払利息 | | 50 | |
| 2. 創立費償却 | | 1 | |
| 3. 雑損失 | | 24 | 76 |
| III 特別損失 | | | |
| 1. 固定資産売却損 | | 12 | |
| 2. 固定資産除却費 | | 51 | |
| 3. 減損損失 | | 117 | |
| 4. ETC付替等損失 | | 1,495 | 1,676 |
| 高速道路事業営業費用等合計 | | | 101,477 |
| IV 法人税、住民税及び事業税 | | 1,937 | |
| V 法人税等調整額 | | — | 1,937 |
| 高速道路事業総費用合計 | | | 103,415 |

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは、平成17年10月1日の当社設立以来、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと「新しいマネジメント作り」「本協定の策定」「本来事業の確実な実施」を念頭に業務に取り組んでまいりました。

また、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で平成18年3月31日に協定を締結し、第2期連結会計年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートしたところであります。

当社では、平成18年度を本格的な民営化のスタートと位置づけ、平成18年4月に平成22年度までの5年間の計画期間とする当社最初の「中期経営計画」を策定し、今般の民営化の3つの目的である、「①債務の確実な返済」「②必要な道路を少ない国民負担で建設」「③弾力的な料金設定や多様なサービスの提供」を実現することに留意しつつ、5年間の目標と具体的な取り組みを以下のとおり定めました。

(1) 関西都市圏の高速道路ネットワークの整備

関西のくらしや経済の発展に寄与する道路ネットワークを着実に整備します。

(2) お客さまの期待に応える高速道路の管理運営

渋滞対策や計画的な維持管理などに努め、安全、安心、快適なネットワークを提供します。

(3) 新たな事業の取り組み

人・まち・道路から生まれるさまざまなニーズに応えるサービスの提供を目指して新規事業の取り組みを推進します。

(4) 効率的な経営による強固な財務体質

効率性の向上やコスト削減を図るなど、当社の業務全般にわたる生産性の向上を進め、強固な財務体質を築きます。

(5) 社会的責任の遂行と社会貢献活動

企業市民としての社会的責任を果たすとともに、幅広く社会貢献活動を実施していきます。また、様々な媒体を活用して地域の皆さまとの幅広いコミュニケーション活動を推進します。

上記中期経営計画の取り組みを確実に実行していくことによって、当社グループの企業理念の達成に向けた歩みを着実に進め、さらに、役員及び社員一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持って行動することが企業活動の基本であるとの認識のもと、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、首都高速道路(株)、及び本州四国連絡高速道路(株)にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止（第21条）

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 車両の通行方法の定め（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立ち入り、一時使用等（第44条）

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記（ア）aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記（ウ）aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分を取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行関関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなると認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされており、その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、休憩所等事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、ETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、PA、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、回数通行券は、偽造券流通の社会問題化により平成17年8月1日をもってその利用が終了しており、当社グループでは、販売済み回数通行券の払戻しのため回数通行券払戻引当金を計上しておりますが、当社の想定している金額を超えた払戻し額となった場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておきませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされており、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規程に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、① あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、② 計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

(2) 事業譲受けに関する契約

阪神高速サービス㈱は、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会との間で、両財団法人の店舗賃貸、駐車場及びPAに関する事業のうち、店舗賃貸事業の一部、駐車場事業の営業受託、休憩施設の管理運営にかかる事業の譲受けのための事業譲渡契約を平成17年12月20日付で締結し、当該譲受けを平成18年1月1日に実施しております。また、同社は社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同社団法人が収益事業として実施している全事業（スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等）の譲受けのための事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施することとしております。なお、資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。

かかる事業譲受けの概要は以下のとおりであります。

① 財団法人阪神高速道路協会から阪神高速サービス㈱に対する事業譲渡

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 譲渡価額 | | | — |
| 承継資産合計 | 213百万円 | 承継負債合計 | 213百万円 |

② 財団法人阪神高速道路利用協会から阪神高速サービス㈱に対する事業譲渡

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 譲渡価額 | - | | |
| 承継資産合計 | 122百万円 | 承継負債合計 | 122百万円 |

③ 社団法人阪神有料道路サービス協会から阪神高速サービス㈱に対する事業譲渡

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 譲渡価額 | - | | |
| 承継資産合計 | 367百万円 | 承継負債合計 | 137百万円 |

(注) 本事業譲渡は無償で行うこととしております。

また、当社は、両財団法人との間で、両財団法人の駐車場及びP Aに関する事業の譲受けのための事業譲渡契約を平成17年11月1日付で締結し、当該譲受けを同日に実施しております。譲渡価額は、財団法人阪神高速道路協会からの譲受けについては376百万円、財団法人阪神高速道路利用協会からの譲受けについては173百万円であります。なお、当社はかかる駐車場施設を阪神高速サービス㈱に賃貸しております。

(3) 株式取得に関する基本合意

当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結し、同社の全発行済株式を取得することで連結子会社化を図っていくこととしております。

なお、株式取得の時期は、平成19年4月初を目途として改めて株式譲渡契約を締結したうえで行うものとし、取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定することとしております。

6【研究開発活動】

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

特記すべき事項はありません。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

特記すべき事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

なお、金額については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の実績がない為、前年同期との比較分析を行っておりません。

また、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては暫定協定に基づき、また、平成18年4月1日以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と同年3月31日付けで締結した協定並びに特措法の規定による同日付け事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述の通り、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによることとなりますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務は、当社と機構との間の連帯債務とされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得にかかる費用その他の付帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理しております。

② 回数通行券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ マイレージ割引引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。

(3) 経営成績の分析

第1期連結会計年度（自平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で105,147百万円となりました。高速道路事業については、景気回復等による交通量が堅調に推移したことなどにより、料金収入は87,949百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高13,966百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は104,340百万円となり、受託事業については兵庫県道高速湾岸線にかかる事業等により344百万円、その他の事業については462百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で100,464百万円となりました。

その内容は、機構との暫定協定に基づく道路資産賃借料の支払い64,932百万円、道路資産完成原価13,966百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費20,831百万円等による高速道路事業営業費用99,731百万円、受託事業における完成引渡しした高速道路の完成工事原価336百万円等による受託事業営業費380百万円、その他の事業の営業費352百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、4,683百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、原因者負担収入47百万円等による109百万円であります。

また、当連結会計年度の営業外費用は、長期借入金の支払利息69百万円等による106百万円であります。これらの営業外損益を加味した結果、当連結会計年度における経常利益は、4,685百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度において、残地売却等による固定資産売却益として特別利益144百万円、回数通行券からETCへの付け替え予測に伴う前受金にかかる損失1,495百万円等の特別損失1,677百万円を計上しております。

これらの特別損益が計上された結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、3,152百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で91,412百万円となりました。高速道路事業については、景気回復に伴い大型車の割合が増加したことなど交通量が堅調に推移したこと等により、料金収入は90,299百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高386百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は90,727百万円となり、その他の事業については728百万円となりました。

なお、受託事業に関しましては、受託事業に伴う工事物件の引渡しが生じて年度末に実施されるため、当中間連結会計期間においては営業収益を計上しておりません。

② 営業費用及び営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、88,522百万円となりました。

その内容は、機構との協定に基づく道路資産賃借料の支払い70,342百万円、道路資産完成原価386百万円、業務委託費等を中心とした管理費15,988百万円等による高速道路事業営業費用88,041百万円、その他の事業の営業費517百万円等であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業利益は、2,889百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、解約違約金収入53百万円等による152百万円であります。

また、当中間連結会計期間の営業外費用は、長期借入金等の支払利息79百万円等による116百万円であります。

これらの営業外損益を加味した結果、当中間連結会計期間における経常利益は、2,925百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前中間純利益

当中間連結会計期間において、残地売却等による固定資産売却益として特別利益37百万円、及び役員退職慰労金規程の制定に伴う過年度役員退職慰労引当金繰入額5百万円等の特別損失6百万円を計上しております。

これらの特別損益が計上された結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は、2,956百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

第1期連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達には、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債）の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

第2期中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、暫定協定又は協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額3,146百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額2,508百万円の設備投資を行いました。

また、その他の事業において、主にP Aの空調設備等に総額49百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において主に会計ソフトの構築等に総額588百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループにおいては、当中間連結会計期間において、総額3,354百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当中間連結会計期間においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額3,287百万円の設備投資を行いました。

また、その他の事業において、主に駐車場の外構等に総額44百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当中間連結会計期間において主に会計ソフトの構築等に総額22百万円の設備投資を行いました。

なお、当中間連結会計期間において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

(平成18年9月30日)

| 事業所名 (所在地) | 事業の種類 別セグメントの 名称 | 設備の内容 | 帳簿価額 (百万円) | | | | | | 従業員数 (人) |
|---------------------------------|------------------------|-----------------------|-------------|-----------------|-----------------------|------------|-----|--------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置及び 車両運搬具 | 土地 (面積千㎡) | ソフト ウェア | その他 | 合計 | |
| 中島集約料金所他 132箇所 (大阪市西淀川区他) | 高速道路 事業 | 料金徴収 施設等 | 14,531 | 21,543 | 153 (1) | 229 | 196 | 36,654 | — |
| 朝潮橋PA他3箇所 (大阪市港区他) | その他の 事業 | 休憩施設 | 830 | — | 6 (1) [1] | — | 16 | 853 | — |
| 信濃橋第1駐車場他 219箇所 (大阪市区他) | その他の 事業 | 有料駐車場 | 315 | 25 | — (—) [280] | — | 40 | 381 | — |
| 塚本1丁目他 (大阪市淀川区他) | その他の 事業 | 賃貸用 敷地等 | 43 | — | 1,661 (16) | — | — | 1,705 | — |
| 本社他2事業所及び 社宅等 (大阪中央区他) | 本社 | 本社、管理 部庁舎及び 社宅等 | 2,993 | 8 | 4,184 (123) [1] | 2,981 | 71 | 10,240 | 793 |

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は338百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、年間の占用料は131百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
4. 有料駐車場については、219箇所を当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱へ賃貸しております。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

(平成18年9月30日)

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 事業の種類 別セグメントの 名称 | 設備の内容 | 帳簿価額 (百万円) | | | | | | 従業員数 (人) |
|-----------|-------------------------------------|------------------------|------------|-------------|---------------------|-----------------|------------|-----|-----|-------------|
| | | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び車両 運搬具 | 土地 (面積千㎡) | ソフト ウェア | その他 | 合計 | |
| 阪神高速サービス㈱ | 本店・神戸支 店 (大阪市中 央区・神戸市 中央区) | その他の 事業 | 賃貸用建物 等 | 96 | — | — (0) [0] | 14 | 4 | 116 | 218 |
| 阪神高速技術㈱ | 本社 (大阪中 央区) | 高速道路 事業 | 什器等 | 92 | 0 | — (—) | 18 | 11 | 123 | 27 |

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 休憩施設等の土地を機構から占用しており、年間の占用料は0百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、平成19年1月31日現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

(平成19年1月31日)

| 会社名 事業所名 | 所在地 | 事業の種類別 セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定 | |
|--------------------|--------------|------------------------|-------------|-------------|----------------------|---------------|----------|---------|
| | | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) (注) | | 着手 | 完了 |
| 当社 中島集約料金所 他 | 大阪市西淀川 区他 | 高速道路 事業 | 料金徴収 施設等 | 6,717 | 3,357 | 借入金及び自己 資金 | 平成18年4月 | 平成19年3月 |

(注) 平成18年11月30日における既支払額であります。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額26,197百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額13,966百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

| 路線・区間等 | 帰属時期（注1） | 道路資産価額 (百万円)（注2） |
|------------------------|----------------|---------------------|
| 大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定 | 修繕 平成17年12月 | 1,571 |
| | 平成18年3月 | 12,395 |
| 合計 | — | 13,966 |

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループは、当中間連結会計期間において、協定における大阪府道大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額13,417百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額386百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

| 路線・区間等 | 帰属時期（注1） | 道路資産価額 (百万円)（注2） |
|------------------------|---------------|---------------------|
| 大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定 | 修繕 平成18年9月 | 386 |
| 合計 | — | 386 |

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

平成18年9月30日現在における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

(平成18年9月30日)

| 区分 | | 年間賃借料 (百万円) (注1) |
|-------------|---------------|------------------|
| 地域路線網 | 大阪府道高速大阪池田線 | 140,688 |
| | 大阪府道高速大阪守口線 | |
| | 大阪府道高速大阪東大阪線 | |
| | 大阪府道高速大阪松原線 | |
| | 大阪府道高速大阪堺線 | |
| | 大阪府道高速大阪西宮線 | |
| | 大阪府道高速湾岸線 | |
| | 大阪市道高速道路森小路線 | |
| | 大阪市道高速道路西大阪線 | |
| | 大阪市道高速道路淀川左岸線 | |
| | 兵庫県道高速大阪池田線 | |
| | 兵庫県道高速神戸西宮線 | |
| | 兵庫県道高速湾岸線 | |
| | 神戸市道高速道路2号線 | |
| | 兵庫県道高速北神戸線 | |
| | 神戸市道高速道路北神戸線 | |
| 神戸市道高速道路湾岸線 | | |
| 合計 | | 140,688 |

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる第2期連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
2. 平成18年9月30日までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、平成19年1月31日現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

(平成19年1月31日)

| 路線 | 建設予定金額 | | 着手及び完了予定 | |
|--|---------------------|-----------------------|----------|---------|
| | 総額 (百万円) (注2) | 既支払額 (百万円) (注3) | 着手(注4) | 完了(注5) |
| 大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町～堺市北区常盤町1丁目) | 239,391 | 10,211 [－] | 平成11年10月 | 平成27年3月 |
| 大阪府道高速大和川線 (大阪府松原市三宅西7丁目～同市三宅中8丁目) | 1,656 | 0 [－] | 平成24年4月 | 平成25年3月 |
| 大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区島屋2丁目～同市同区高見1丁目) | 138,102 | 15,947 [－] | 昭和63年2月 | 平成25年3月 |
| 大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見1丁目～同市北区豊崎6丁目) | 8,541 | 34 [－] | 平成31年4月 | 平成33年3月 |
| 神戸市道高速道路2号線 (神戸市長田区南駒栄町～同市同区蓮池町) | 65,156 | 27,131 [－] | 平成3年12月 | 平成23年3月 |
| 京都市道高速道路1号線 (京都市山科区西野山桜ノ馬場町～同市伏見区深草中川原町) | 33,719 | 11,357 [－] | 平成7年3月 | 平成20年5月 |
| 京都市道高速道路1号線 京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区深草中川原町～同市同区竹田向代町川町) | 5,143 | 216 [－] | 平成12年1月 | 平成23年3月 |
| 京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区竹田向代町川町～同市同区向島大黒) | 24,022 | 13,428 [－] | 平成12年1月 | 平成20年1月 |
| 大阪府道高速大阪守口線 (改築：守口ジャンクション 大阪府守口市大日町付近) | 9,269 | 5 [－] | 平成19年4月 | 平成26年3月 |
| 大阪府道高速大阪松原線 (改築：松原ジャンクション) (改良：大阪府松原市大堀付近) | 9,136 | 0 [－] | 平成19年4月 | 平成27年3月 |
| 大阪地区 (改築：防災安全対策等) | 31,779 | 3,982 [－] | 平成18年4月 | 平成24年3月 |
| 兵庫地区 (改築：防災安全対策等) | 15,476 | 2,126 [－] | 平成18年4月 | 平成24年3月 |

(注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 平成18年11月30日における既支払額であり、当社設立（平成17年10月1日）以降においては、着手以前に生じた一般管理費相当額が含まれております。なお、平成18年11月30日時点において既に機構に帰属した道路資産の額を〔 〕で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、第2期連結会計年度以降の5連結会計年度において31,710百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で3,034百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数（株） |
|------|-------------|
| 普通株式 | 80,000,000 |
| 計 | 80,000,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 発行数（株） | 上場証券取引所名又は登録証券業協会名 | 内容 |
|------|------------|--------------------|--------------------------------------|
| 普通株式 | 20,000,000 | 非上場 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 計 | 20,000,000 | — | — |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数（株） | 発行済株式総 数残高（株） | 資本金増減額 （百万円） | 資本金残高 （百万円） | 資本準備金増減 額（百万円） | 資本準備金残 高（百万円） |
|----------------|-------------------|------------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 平成17年 10月1日 | 20,000,000 | 20,000,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(4)【所有者別状況】

(平成19年1月31日現在)

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数 100株） | | | | | | | 計 | 単元未満 株式の状 況（株） |
|---------------------|---------------------|------|------|------------|-------|----|-----------|---------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人その 他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | 7 | — | — | — | — | — | — | 7 | — |
| 所有株式数 (単元) | 199,995 | — | — | — | — | — | — | 199,995 | 500 |
| 所有株式数 の割合 (%) | 100.0 | — | — | — | — | — | — | 100.0 | — |

(5) 【大株主の状況】

(平成19年1月31日現在)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------|--------------------------|------------|------------------------|
| 国土交通大臣 | 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 | 9,999,996 | 50.0 |
| 大阪府 | 大阪市中央区大手前2丁目 | 2,876,722 | 14.4 |
| 大阪市 | 大阪市北区中之島1丁目3番20号 | 2,876,722 | 14.4 |
| 兵庫県 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 1,827,287 | 9.1 |
| 神戸市 | 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 | 1,827,287 | 9.1 |
| 京都府 | 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 | 295,993 | 1.5 |
| 京都市 | 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 | 295,993 | 1.5 |
| 計 | — | 20,000,000 | 100.0 |

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年1月31日現在)

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|---------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 19,999,500 | 199,995 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 単元未満株式 | 普通株式 500 | — | 1単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 20,000,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 199,995 | — |

② 【自己株式等】

(平成19年1月31日現在)

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|--------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| — | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — |

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 所有株式数(株) |
|-------------|--|-------|--------------|--|----------|
| 代表取締役 会長 | — | 田中 宰 | 昭和15年11月1日生 | 昭和38年4月 松下電器産業(株)入社 平成11年6月 同社専務取締役同社東京代表 平成14年6月 官公庁・法人、パナソニックセン ター、リサイクル事業推進担当 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社顧問 平成17年10月 当社代表取締役会長(現在) | — |
| 代表取締役 社長 | — | 木下 博夫 | 昭和18年1月5日生 | 昭和42年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成12年6月 国土事務次官 平成13年1月 国土交通省顧問 平成13年12月 阪神高速道路公団副理事長 平成16年7月 同公団理事長 平成17年10月 当社代表取締役社長(現在) | — |
| 常務取締役 | 執行役員 (総務人事部担当) | 伊丹 二郎 | 昭和19年1月10日生 | 昭和42年4月 阪神高速道路公団入社 平成11年5月 同公団人事部長 平成13年6月 (財)阪神高速道路管理技術セン ター常務理事 平成14年6月 (社)阪神有料道路サービス協会常 務理事 平成15年6月 (財)阪神高速道路協会専務理事 平成17年10月 当社常務取締役(現在) 平成18年6月 阪神高速サービス(株)取締役(現 在) | — |
| 常務取締役 | 執行役員 (計画部、交通環境 室担当) | 田村 恒一 | 昭和19年12月12日生 | 昭和42年4月 大阪府入庁 平成10年4月 同府副理事 平成11年5月 同府土木部技監 平成13年4月 同府土木部長 平成15年4月 阪神高速道路公団理事 平成17年10月 当社常務取締役(現在) | — |
| 常務取締役 | 執行役員 (建設事業部、技術 管理室担当) | 南部 隆秋 | 昭和23年10月23日生 | 昭和49年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成13年7月 国土交通省道路局国道課長 平成15年1月 同省四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年9月 国土交通省大臣官房付 平成17年10月 当社常務取締役(現在) | — |
| 常務取締役 | 執行役員 (経営企画部、マー ケティング推進 室、関連事業室、 お客さまサービス 室担当) | 幸 和範 | 昭和22年11月15日生 | 昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成13年5月 同公団計画部次長 平成15年5月 同公団工務部長 平成16年6月 同公団審議役 平成17年1月 当社執行役員 平成18年6月 阪神高速サービス(株)取締役(現 在) 平成18年6月 阪神高速技術(株)取締役(現在) 平成18年6月 当社常務取締役(現在) | — |
| 監査役 | — | 福田 博 | 昭和24年9月14日生 | 昭和49年4月 警察庁入庁 平成11年7月 同庁情報通信局情報通信企画課長 平成12年8月 岡山県警察本部長 平成14年8月 公安調査庁調査第一部長 平成16年8月 警察庁中国管区警察局長 平成17年10月 当社監査役(現在) | — |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|--------------|----|-------|------------|---|--------------|
| 監査役 (非常勤) | — | 千畑 一郎 | 大正15年8月6日生 | 昭和23年4月 田辺製菓(株)入社 平成元年6月 同社代表取締役社長 平成9年6月 同社代表取締役会長 平成11年6月 同社相談役・名誉会長 平成12年12月 ホソカワミクロン(株)取締役(現在) 平成15年4月 阪神高速道路公団顧問(非常勤) 平成17年10月 当社監査役(現在) | — |
| 監査役 (非常勤) | — | 松村 博 | 昭和19年1月8日生 | 昭和44年4月 大阪市入庁 平成6年4月 同市建設局副理事(大阪地下街(株)出向) 平成7年1月 同市計画局副理事(財)大阪都市工学情報センター出向) 平成11年4月 同市計画調整局理事(財)大阪都市工学情報センター出向) 平成16年6月 (財)阪神高速道路管理技術センター理事(現在) 平成17年10月 当社監査役(現在) | — |
| 計 | | | | | — |

(注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 上記4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

| | | |
|------|-------|----------------------|
| 執行役員 | 浅野 博司 | 経理部、監査室担当 |
| 執行役員 | 本庄 敬選 | 情報システム管理室、品質・安全管理室担当 |
| 執行役員 | 中林 正司 | 業務部、保全施設部担当 |
| 執行役員 | 佐野 正道 | 渋滞対策室担当 |

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する8名の執行役員（うち4名は取締役が兼務）を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、いずれも毎週1回開催を原則とし、経営責任者会議においては、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議においては、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」を定め、この体制に掲げる内部統制システムを整備し、運用しております。

(a) コンプライアンスの推進に関する体制

役員及び社員一人ひとりが高い倫理観を持ち、法令を遵守するための行動指針として「阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針」を定めるとともに、取締役会決定、社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス社内推進委員会の設置、社員相談・通報体制の整備など、コンプライアンスに関する推進体制を整備し、社内のコンプライアンスの推進を図ることとしております。

また、この体制には会社と資本関係のある子会社の参画を求め、子会社を含めたグループとして一体的なコンプライアンス推進を図ることとしております。

(b) 個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制を整備し、個人情報の保護を図ることとしております。

(c) 公正な入札の実施に関する体制

社内規則、同細則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会の設置、公正入札調査委員会の設置など入札の公正性を保つための体制を整備し、公正な入札の実施運用を図ることとしております。

(d) 内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室の設置を始めとする内部監査に関する体制を整備し、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図ることとしております。

(e) 文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書（取締役の職務の執行に係る文書を含む。）の作成、保存等の管理に関する体制を整備、また、E T Cシステムのセキュリティに関する体制、情報セキュリティ委員会の設置を始めと

する情報セキュリティ対策に関する体制を整備し、適切な情報の保存及び管理等の推進を図ることとしております。

(f) リスク管理に関する体制

社内規則に基づき、会社にとって代表的なリスクである事故、災害等に対応する体制を整備し、マニュアルによる運用を図るほか、全社的に影響を及ぼす事業面、財務面でのリスクについて、識別、評価、監視、管理の重要性を認識し、その把握と管理のための体制整備を図ることとしております。

(g) 取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役において、引き続き業務を効率的に分担管理していくこととしております。

(h) 子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等の管理体制を整備し、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図ることとしております。

(i) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室を設置し、専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させております。

監査役会は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとしております。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとしております。

(j) 監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保していくこととしております。

また、監査役会からの協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」についての取締役会決定に基づき、重大な事項の報告、文書回付等の体制を整備し、監査役へ適時適切な情報提供を実施していくこととしております。

さらに、代表取締役と監査役会は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めることとしております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、5名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長まで報告されます。

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役スタッフについては、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めております。また、取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を随時に報告することとしております。

④ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、第1期事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

| | |
|-----------------|-----------|
| 業務を遂行した公認会計士の氏名 | 所属する監査法人名 |
| 指定社員 北浦 康弘 | 新日本監査法人 |
| 指定社員 阿部 修二 | 新日本監査法人 |
| 指定社員 林 由佳 | 新日本監査法人 |
| 指定社員 坂井 俊介 | 新日本監査法人 |

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士6名及び会計士補6名で構成されております。

- ⑤ 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について
当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

| | 年間報酬総額 (千円) | |
|----------|---------------------------|--------|
| 取締役 (6名) | 56,714 | |
| 監査役 (3名) | 14,233 | |
| 会計監査人 | 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 | 7,480 |
| | 上記以外の業務に基づく報酬 | 13,900 |

- (注) 年間報酬総額は、第1期事業年度(自平成17年10月1日至平成18年3月31日)の実績額を記載しております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい重要なリスクのマネジメントについては、重要経営課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、当社を取り巻く各種リスクについて体系的に評価し、その上で経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するため、リスク対策状況についてモニタリングを行う「リスクマネジメント体制」を構築するとともに、リスクに対する社員の啓発・教育活動を実施しています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループ会社の経営管理に関する社内規則を制定し、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。
- (3) 当連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は連結財務諸表及び財務諸表の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

2. 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

3. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表並びに当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について新日本監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

| | | 当連結会計年度 (平成18年3月31日) | | |
|-----------------|----------|-------------------------|---------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | |
| I 流動資産 | | | | |
| 1. 現金及び預金 | | | 35,135 | |
| 2. 未収入金 | | | 13,591 | |
| 3. 仕掛道路資産 | | | 71,762 | |
| 4. その他たな卸資産 | | | 127 | |
| 5. 受託業務前払金 | | | 2,397 | |
| 6. 繰延税金資産 | | | 8 | |
| 7. その他 | | | 127 | |
| 貸倒引当金 | | | △47 | |
| 流動資産合計 | | | 123,102 | 71.1 |
| II 固定資産 | | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | | |
| (1) 建物及び構築物 | | 19,043 | | |
| 減価償却累計額 | | △490 | 18,553 | |
| (2) 機械装置及び運搬具 | | 15,270 | | |
| 減価償却累計額 | | △807 | 14,462 | |
| (3) 土地 | | | 6,081 | |
| (4) 建設仮勘定 | | | 6,554 | |
| (5) その他 | | 448 | | |
| 減価償却累計額 | | △39 | 408 | |
| 有形固定資産合計 | | | 46,061 | 26.6 |
| 2. 無形固定資産 | | | | |
| (1) ソフトウェア | | | 3,559 | |
| (2) その他 | | | 91 | |
| 無形固定資産合計 | | | 3,650 | 2.1 |
| 3. 投資その他の資産 | | | | |
| (1) 繰延税金資産 | | | 31 | |
| (2) その他 | | | 239 | |
| 投資その他の資産合計 | | | 270 | 0.2 |
| 固定資産合計 | | | 49,982 | 28.9 |
| III 繰延資産 | | | | |
| 1. 道路建設関係社債発行差金 | | | 47 | |
| 繰延資産合計 | | | 47 | 0.0 |
| 資産合計 | ※1 | | 173,132 | 100.0 |

| | | 当連結会計年度 (平成18年3月31日) | |
|------------------------|----------|-------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | |
| I 流動負債 | | | |
| 1. 未払金 | | 19,884 | |
| 2. 未払法人税等 | | 2,109 | |
| 3. 受託業務前受金 | | 2,930 | |
| 4. 前受金 | | 8,127 | |
| 5. 賞与引当金 | | 891 | |
| 6. 回数通行券払戻引当金 | | 3,867 | |
| 7. ハイウェイカード損失補填 引当金 | | 6 | |
| 8. その他 | | 573 | |
| 流動負債合計 | | 38,391 | 22.2 |
| II 固定負債 | | | |
| 1. 道路建設関係社債 | ※1 | 6,340 | |
| 2. 道路建設関係長期借入金 | | 78,845 | |
| 3. 長期借入金 | | 9,139 | |
| 4. 退職給付引当金 | | 17,985 | |
| 5. マイレージ割引引当金 | | 287 | |
| 6. その他 | | 947 | |
| 固定負債合計 | | 113,546 | 65.6 |
| 負債合計 | | 151,937 | 87.8 |
| (少数株主持分) | | | |
| 少数株主持分 | | — | — |
| (資本の部) | | | |
| I 資本金 | ※3 | 10,000 | 5.8 |
| II 資本剰余金 | | 10,000 | 5.8 |
| III 利益剰余金 | | 1,194 | 0.6 |
| 資本合計 | | 21,194 | 12.2 |
| 負債・少数株主持分及び資本 合計 | | 173,132 | 100.0 |

②【中間連結貸借対照表】

| | | 当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | | |
|---------------|----------|----------------------------|---------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | |
| I 流動資産 | | | | |
| 1. 現金及び預金 | | | 27,250 | |
| 2. 未収入金 | | | 10,794 | |
| 3. 未収消費税等 | ※3 | | 297 | |
| 4. 仕掛道路資産 | | | 84,973 | |
| 5. その他たな卸資産 | | | 93 | |
| 6. 受託業務前払金 | | | 5,167 | |
| 7. 繰延税金資産 | | | 35 | |
| 8. その他 | | | 457 | |
| 貸倒引当金 | | | △54 | |
| 流動資産合計 | | | 129,016 | 71.8 |
| II 固定資産 | | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | | |
| (1) 建物及び構築物 | | 19,928 | | |
| 減価償却累計額 | | △1,024 | 18,904 | |
| (2) 機械装置及び運搬具 | | 23,579 | | |
| 減価償却累計額 | | △2,000 | 21,578 | |
| (3) 土地 | | | 6,005 | |
| (4) 建設仮勘定 | | | 294 | |
| (5) その他 | | 419 | | |
| 減価償却累計額 | | △77 | 342 | |
| 有形固定資産合計 | | | 47,124 | 26.2 |
| 2. 無形固定資産 | | | | |
| (1) ソフトウェア | | | 3,244 | |
| (2) その他 | | | 21 | |
| 無形固定資産合計 | | | 3,266 | 1.8 |
| 3. 投資その他の資産 | | | | |
| (1) 投資有価証券 | | | 4 | |
| (2) 繰延税金資産 | | | 37 | |
| (3) その他 | | | 248 | |
| 投資その他の資産合計 | | | 290 | 0.2 |
| 固定資産合計 | | | 50,681 | 28.2 |
| 資産合計 | ※1 | | 179,698 | 100.0 |

| | | 当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | | |
|------------------------|----------|----------------------------|---------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | |
| I 流動負債 | | | | |
| 1. 未払金 | | | 14,953 | |
| 2. 短期借入金 | | | 800 | |
| 3. 受託業務前受金 | | | 5,509 | |
| 4. 前受金 | | | 4,646 | |
| 5. 未払法人税等 | | | 1,070 | |
| 6. 未払消費税等 | ※3 | | 34 | |
| 7. 賞与引当金 | | | 1,004 | |
| 8. 回数通行券払戻引当金 | | | 3,776 | |
| 9. ハイウェイカード損失補填 引当金 | | | 2 | |
| 10. その他 | | | 612 | |
| 流動負債合計 | | | 32,408 | 18.0 |
| II 固定負債 | | | | |
| 1. 道路建設関係社債 | ※1 | | 6,295 | |
| 2. 道路建設関係長期借入金 | | | 89,540 | |
| 3. 長期借入金 | | | 9,139 | |
| 4. 退職給付引当金 | | | 17,666 | |
| 5. 役員退職慰労引当金 | | | 13 | |
| 6. マイレージ割引引当金 | | | 473 | |
| 7. その他 | | | 955 | |
| 固定負債合計 | | | 124,083 | 69.1 |
| 負債合計 | | | 156,492 | 87.1 |
| (純資産の部) | | | | |
| I 株主資本 | | | | |
| 1. 資本金 | | | 10,000 | 5.6 |
| 2. 資本剰余金 | | | 10,000 | 5.6 |
| 3. 利益剰余金 | | | 3,205 | 1.7 |
| 株主資本合計 | | | 23,205 | 12.9 |
| II 評価・換算差額等 | | | — | — |
| III 新株予約権 | | | — | — |
| IV 少数株主持分 | | | — | — |
| 純資産合計 | | | 23,205 | 12.9 |
| 負債純資産合計 | | | 179,698 | 100.0 |

③【連結損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | | |
|-------------------------|----------|---|---------|------------|
| | | 金額 (百万円) | | 百分比 (%) |
| I 営業収益 | | | 105,147 | 100.0 |
| II 営業費用 | | | | |
| 1. 道路資産賃借料 | | 64,932 | | |
| 2. 高速道路等事業管理費及び 売上原価 | | 33,450 | | |
| 3. 販売費及び一般管理費 | ※1 | 2,081 | 100,464 | 95.5 |
| 営業利益 | | | 4,683 | 4.5 |
| III 営業外収益 | | | | |
| 1. 受取利息 | | 1 | | |
| 2. 土地物件貸付料 | | 24 | | |
| 3. 原因者負担収入 | | 47 | | |
| 4. その他 | | 35 | 109 | 0.1 |
| IV 営業外費用 | | | | |
| 1. 支払利息 | | 69 | | |
| 2. 事業所移転費用 | | 19 | | |
| 3. 事業譲受費用 | | 10 | | |
| 4. その他 | | 7 | 106 | 0.1 |
| 経常利益 | | | 4,685 | 4.5 |
| V 特別利益 | | | | |
| 1. 固定資産売却益 | ※2 | 144 | 144 | 0.1 |
| VI 特別損失 | | | | |
| 1. 固定資産売却損 | ※3 | 12 | | |
| 2. 固定資産除却費 | ※4 | 52 | | |
| 3. 減損損失 | ※5 | 117 | | |
| 4. ETC付替等損失 | ※6 | 1,495 | 1,677 | 1.6 |
| 税金等調整前当期純利益 | | | 3,152 | 3.0 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,963 | | |
| 法人税等調整額 | | △6 | 1,957 | 1.9 |
| 当期純利益 | | | 1,194 | 1.1 |

④【中間連結損益計算書】

| | | 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | |
|-------------------------|----------|--|--------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 百分比 (%) |
| I 営業収益 | | | 91,412 | 100.0 |
| II 営業費用 | | | | |
| 1. 道路資産賃借料 | | 70,342 | | |
| 2. 高速道路等事業管理費及び 売上原価 | | 15,804 | | |
| 3. 販売費及び一般管理費 | ※1 | 2,375 | 88,522 | 96.8 |
| 営業利益 | | | 2,889 | 3.2 |
| III 営業外収益 | | | | |
| 1. 受取利息 | | 24 | | |
| 2. 解約違約金収入 | | 53 | | |
| 3. 土地物件貸付料 | | 25 | | |
| 4. 原因者負担収入 | | 9 | | |
| 5. その他 | | 39 | 152 | 0.1 |
| IV 営業外費用 | | | | |
| 1. 支払利息 | | 79 | | |
| 2. ハイウェイカード払戻損失 | | 24 | | |
| 3. その他 | | 13 | 116 | 0.1 |
| 経常利益 | | | 2,925 | 3.2 |
| V 特別利益 | | | | |
| 1. 固定資産売却益 | ※2 | 37 | 37 | 0.0 |
| VI 特別損失 | | | | |
| 1. 固定資産売却損 | ※3 | 0 | | |
| 2. 固定資産除却損 | ※4 | 0 | | |
| 3. 過年度役員退職慰労引当金 繰入額 | | 5 | 6 | 0.0 |
| 税金等調整前中間純利益 | | | 2,956 | 3.2 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 978 | | |
| 法人税等調整額 | | △33 | 945 | 1.0 |
| 中間純利益 | | | 2,010 | 2.2 |

⑤【連結剰余金計算書】

| | | 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|---------------|----------|---|--------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | |
| (資本剰余金の部) | | | |
| I 資本剰余金期首残高 | | | 10,000 |
| II 資本剰余金期末残高 | | | 10,000 |
| (利益剰余金の部) | | | |
| I 利益剰余金期首残高 | | | — |
| II 利益剰余金増加高 | | | |
| 1. 当期純利益 | | 1,194 | 1,194 |
| III 利益剰余金期末残高 | | | 1,194 |

⑥【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

| | 株主資本 | | | |
|----------------------|--------|--------|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 平成18年3月31日残高（百万円） | 10,000 | 10,000 | 1,194 | 21,194 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | |
| 中間純利益（百万円） | — | — | 2,010 | 2,010 |
| 中間連結会計期間中の変動額合計（百万円） | — | — | 2,010 | 2,010 |
| 平成18年9月30日残高（百万円） | 10,000 | 10,000 | 3,205 | 23,205 |

⑦【連結キャッシュ・フロー計算書】

| | | 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) |
|---------------------|----------|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) |
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 3,152 |
| 減損損失 | | 117 |
| 減価償却費 | | 1,700 |
| 貸倒引当金の増減額 | | 4 |
| 退職給付引当金の増減額 | | 335 |
| 賞与引当金の増減額 | | 132 |
| 回数通行券払戻引当金の増減額 | | △372 |
| ハイウェイカード損失補填引当金の増減額 | | △13 |
| マイレージ割引引当金の増減額 | | 287 |
| 受取利息 | | △1 |
| 支払利息 | | 69 |
| 固定資産売却損 | | 12 |
| 固定資産売却益 | | △144 |
| 固定資産除却費 | | 85 |
| 売上債権の増減額 | | △1,930 |
| たな卸資産の増減額 | | △12,184 |
| 仕入債務の増減額 | | 10,972 |
| 未収消費税等の増減額 | | △2,520 |
| その他 | | △3,371 |
| 小計 | | △3,668 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 1 |
| 利息の支払額 | | △606 |
| 法人税等の支払額 | | 0 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | △4,273 |

| | | 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) |
|------------------------------|----------|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 固定資産の取得による支出 | | △4,543 |
| 固定資産の売却による収入 | | 590 |
| 固定資産の撤去による支出 | | △48 |
| 連結範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による増減額 | ※2 | 65 |
| 事業の譲受による増減額 | ※3 | 125 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △3,810 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入による収入 | | 24,050 |
| 長期借入金の返済による支出 | | △14,499 |
| 道路建設関係社債の発行による収入 | | 6,272 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 15,823 |
| IV 現金及び現金同等物の増減額 | | 7,738 |
| V 現金及び現金同等物の期首残高 | | 27,396 |
| VI 現金及び現金同等物の期末残高 | ※1 | 35,135 |

⑧【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

| | | 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) |
|---------------------|----------|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) |
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前中間純利益 | | 2,956 |
| 減価償却費 | | 2,183 |
| 貸倒引当金の増減額 | | 6 |
| 退職給付引当金の増減額 | | △319 |
| 役員退職慰労引当金の増減額 | | 13 |
| 賞与引当金の増減額 | | 113 |
| 回数通行券払戻引当金の増減額 | | △91 |
| ハイウェイカード損失補填引当金の増減額 | | △3 |
| マイレージ割引引当金の増減額 | | 186 |
| 受取利息 | | △24 |
| 支払利息 | | 79 |
| 固定資産売却損 | | 0 |
| 固定資産売却益 | | △37 |
| 固定資産除却損 | | 70 |
| 売上債権の増減額 | | △1,447 |
| たな卸資産の増減額 | | △13,176 |
| 仕入債務の増減額 | | △3,939 |
| 未収消費税等の増減額 | | 154 |
| その他 | | 423 |
| 小計 | | △12,853 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 21 |
| 利息の支払額 | | △602 |
| 法人税等の支払額 | | △2,006 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | △15,441 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 固定資産の取得による支出 | | △4,047 |
| 固定資産の売却による収入 | | 112 |
| 投資有価証券の取得による支出 | | △4 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △3,938 |

| | | 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) |
|--------------------|----------|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) |
| Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減 | | 800 |
| 長期借入による収入 | | 11,200 |
| 長期借入金の返済による支出 | | △505 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 11,495 |
| Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額 | | △7,884 |
| Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高 | | 35,135 |
| Ⅵ 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※1 | 27,250 |

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | |
|--|---------------------------------------|
| 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
| 1. 連結の範囲に関する事項 | |
| (1) 連結子会社の数 | 2社 |
| 連結子会社の名称 | 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) |
| なお、阪神高速技術(株)については、平成18年3月3日付で株式の100%を取得したため、当連結会計年度末をみなし取得日とし、貸借対照表のみ連結の範囲に含めております。 | |
| (2) 主要な非連結子会社の名称等 | |
| | (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス |
| (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 | |
| 2. 持分法の適用に関する事項 | |
| 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名) | |
| 非連結子会社 | (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス |
| 関連会社 | (株)グローウェイ |
| (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 | |
| 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 | |
| 全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。 | |

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しています。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他たな卸資産

主として個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械設備及び運搬具 5～17年

その他 5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

② 道路建設関係社債発行差金

社債償還期限までの期間にわたって、均等額を每期償却しております。

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 回数通行券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④ ハイウェイカード損失補填引当金

ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

⑥ マイレージ割引引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準
道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。

7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結会社の利益処分については、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて連結剰余金計算書を作成しております。

8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度
(平成18年3月31日)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債6,340百万円の一般担保に供しております。

2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

1,324,340百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

13,024百万円

なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が13,024百万円減少しております。

※3 当社の発行済株式総数は、普通株式20,000,000株であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | |
|---------------|--------|
| 給与手当 | 350百万円 |
| 修繕費 | 174百万円 |
| 調査費 | 331百万円 |
| 減価償却費 | 207百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 109百万円 |
| 退職給付費用 | 73百万円 |
| マイレージ割引引当金繰入額 | 287百万円 |

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 0百万円 |
| 土地 | 143百万円 |
| 計 | 144百万円 |

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

| | |
|----|-------|
| 土地 | 12百万円 |
|----|-------|

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

| | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 52百万円 |
|---------|-------|

※5 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途 | 種類 | 場所 | 計上額 |
|-------|----|--------------|--------|
| 遊休不動産 | 土地 | 大阪府大阪市 ほか | 117百万円 |

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額に基づいて評価しております。

当連結会計年度
 (自 平成17年10月1日
 至 平成18年3月31日)

※6 ETC付替等損失は、回数通行券の廃止に伴い、回数通行券既発行分に対する付替等による利用見込額を計上したものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度
 (自 平成17年10月1日
 至 平成18年3月31日)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成18年3月31日現在)

| | |
|-----------|-----------|
| 現金及び預金勘定 | 35,135百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 35,135百万円 |

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

阪神高速技術株式会社の株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

(平成18年3月31日現在)

| | |
|----------------------|---------|
| 流動資産 | 110百万円 |
| 固定資産 | 58百万円 |
| 連結調整勘定 | 7百万円 |
| 流動負債 | △62百万円 |
| 固定負債 | △73百万円 |
| 株式の取得価額 | 40百万円 |
| 現金及び現金同等物 | △105百万円 |
| 差引：阪神高速技術株式会社取得による収入 | 65百万円 |

※3 営業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳
 財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会からの営業の譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 流動資産 | 235百万円 |
| 固定資産 | 693百万円 |
| 資産合計 | 929百万円 |
| 流動負債 | 40百万円 |
| 固定負債 | 343百万円 |
| 負債合計 | 384百万円 |

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額
連結損益計算書に計上されている道路資産完成高
は、資金により回収されず、当社において計上してい
る道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高速
道路保有・債務返済機構に債務引受けされることによ
り回収されることとなります。

しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー
及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営
実態に即した適正な表示とするため、連結キャッ
シュ・フロー計算書上、道路資産完成高は一旦資金に
より回収され、回収された資金をもって道路建設関係
長期借入金を返済しているものとみなしております。

(リース取引関係)

| 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | | | |
|--|------------------|---------------------|------------------|
| (借主側) | | | |
| 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | | | |
| ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | | | |
| | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 期末残高相当額 (百万円) |
| その他 (工具器具備品) | 20 | 1 | 19 |
| 合計 | 20 | 1 | 19 |
| ② 未経過リース料期末残高相当額 | | | |
| 1年以内 | | | 3百万円 |
| 1年超 | | | 15百万円 |
| 合計 | | | 19百万円 |
| ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 | | | |
| 支払リース料 | | | 0百万円 |
| 減価償却費相当額 | | | 1百万円 |
| 支払利息相当額 | | | 0百万円 |
| ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 | | | |
| 減価償却費相当額の算定方法 | | | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | | |
| 利息相当額の算定方法 | | | |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 | | | |
| 2 オペレーティング・リース取引 | | | |
| 道路資産の未経過リース料 | | | |
| 1年以内 | | | 147,723百万円 |
| 1年超 | | | 9,106,458百万円 |
| 合計 | | | 9,254,181百万円 |

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるかとされており。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるかとされており。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当連結会計年度
(平成18年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を、また連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 当連結会計年度末 (平成18年3月31日) (百万円) |
|--------------------|-----------------------------------|
| イ. 退職給付債務 | △24,810 |
| ロ. 年金資産 | 7,290 |
| ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ) | △17,519 |
| ニ. 未認識数理計算上の差異 | △466 |
| ホ. 連結貸借対照表計上額純額 | △17,985 |
| ヘ. 前払年金費用 | — |
| ト. 退職給付引当金 (ハ+ニ) | △17,985 |

(注) 連結子会社は退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

| | 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) (百万円) |
|---------------------|--|
| イ. 勤務費用 | 453 |
| ロ. 利息費用 | 242 |
| ハ. 期待運用収益 | △15 |
| ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 | — |
| ホ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ) | 680 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) |
|-------------------|--|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 2.0% |
| ハ. 期待運用収益率 | 0.5% |
| ニ. 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| | (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。) |

(税効果会計関係)

| 当連結会計年度 (平成18年3月31日) | |
|--|-----------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の 内訳 | |
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 7,309百万円 |
| 回数通行券払戻引当金 | 1,571百万円 |
| 賞与引当金 | 362百万円 |
| 未払事業税 | 190百万円 |
| マイレージ割引引当金 | 116百万円 |
| その他 | 123百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 9,674百万円 |
| 評価性引当額 | △9,633百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 40百万円 |
| 繰延税金負債 | — |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 40百万円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因と なった主な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 | 40.64% |
| (調整) | |
| 交際費等永久差異 | 9.17% |
| 住民税均等割 | 0.36% |
| 評価性引当額 | 13.76% |
| 法人税特別控除等 | △1.38% |
| その他 | △0.45% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 62.10% |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）

| | 高速道路事業 (百万円) | 受託事業 (百万円) | その他の事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------|-----------------|---------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| I. 売上高及び営業損益 | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 104,340 | 344 | 462 | 105,147 | — | 105,147 |
| (2) セグメント間の内部売上高 | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 104,340 | 344 | 462 | 105,147 | — | 105,147 |
| 営業費用 | 99,731 | 380 | 352 | 100,464 | — | 100,464 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 4,609 | △36 | 110 | 4,683 | — | 4,683 |
| II. 資産、減価償却費及び資本的支出 | | | | | | |
| 資産 | 120,238 | 3,166 | 3,451 | 126,856 | 46,276 | 173,132 |
| 減価償却費 | 1,243 | — | 51 | 1,295 | 404 | 1,700 |
| 減損損失 | — | — | — | — | 117 | 117 |
| 資本的支出 | 2,508 | — | 49 | 2,557 | 588 | 3,146 |

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

| 事業 | 主要な内容 |
|--------|--|
| 高速道路事業 | 高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等 |
| 受託事業 | 国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等 |
| その他の事業 | 休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等 |

3. 資産のうち、消去又は会社の項目に含めた全社資産の金額は、46,276百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当連結会計年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の被所有 割合(%) | 関係内容 | | 取引内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------|-----------------------|-----------------|--------------|------------|-----------------------|------------|--|-------------------------------------|---------------|------|---------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 主要株主 (会社等) | 国土交通省 (国土交通 大臣) | 東京都 千代田 区 | - | 国土交通 行政 | (被所有) 直接 50.0 | なし | 高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等 | 高速道路 建設、改 築に關す る分担金 支払い | 145 | - | - |
| | | | | | | | | 土地(残 地)の売 却 (注1) | 182 | 未収入金 | 182 |

- (注) 1. 当該取引により、固定資産売却益79百万円が計上されております。
 2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
 3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の 所有割合 | 関係内容 | | 取引内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) | |
|--|---------------------------------------|-----------|---------------------|---|-------------------|------------|------------|----------------------------|------------------------------------|---------------------|----------------------|-----|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | | |
| 主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自 己の計算に おいて所有 している会 社等 | 独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構 | 東京都 港区 | 4,463,874 | 高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等 | なし | なし | | 道路資産 賃借料の 支払 (注1) | 64,932 | 高速道路 事業営業 未払金 | 11,364 | |
| | | | | | | | | 道路資産 と債務の 引渡 | 完成道路 資産の引 渡 | 13,966 | 高速道路 事業営業 未収入金 | 152 |
| | | | | | | | | | 道路建設 関係債務 の引渡 (注2) | 14,499 | - | - |
| | | | | | | | | 借入金の 連帯債務 | 債務保証 (注3) | 1,337,364 | - | - |
| | | | | | | | | | 当社借入 金に対す る被債務 保証(注 4) | 9,139 | - | - |
| 資金の借 入 | 道路建設 関係借入 金の借入 (注5) | 13,050 | 道路建設 関係長期 借入金 | 11,574 | | | | | | | | |

- (注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っております。
 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
 3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
 4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
 5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
 6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

| 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|---|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,059.73円 |
| 1株当たり当期純利益 | 59.73円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| 項目 | 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) |
|--------------------|---|
| 当期純利益(百万円) | 1,194 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — |
| 普通株式にかかる当期純利益(百万円) | 1,194 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 20,000 |

(重要な後発事象)

| 当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) |
|--|
| <p>1. 早期退職支援特例制度の実施</p> <p>社員の早期退職を促進し、年齢構成を改善することにより組織の活性化を図るとともに、会社の合理的経営を推進するため、平成18年11月1日付にて「阪神高速道路株式会社社員早期退職支援特例制度規則」を制定し、早期退職支援特例制度を実施しました。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>下記の条件に該当する社員</p> <p>① 平成18年7月1日現在で56歳以上58歳以下であること</p> <p>② 当社での勤続期間が30年以上であること</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>平成18年11月1日から平成18年12月28日まで</p> <p>(3) 退職日</p> <p>原則として平成19年3月31日</p> <p>(4) 退職加算金</p> <p>「阪神高速道路株式会社社員退職手当支給規則」における退職手当及び本制度に基づく加算額を支給する。</p> <p>上記の結果、19名の応募があり、これをもって募集を締め切りました。</p> <p>なお、本制度実施に伴い発生する退職加算金は182百万円と見込まれ、平成19年3月期に特別損失として計上する予定であります。</p> |

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

2. 株式取得に関する基本合意 (㈱阪神パトロール)

当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結しました。概要は次のとおりです。

(1) 株式取得の目的

阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、同業務の委託先である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としている。

(2) 株式取得の相手会社の名称

㈱エイチエイチエス
㈱コーベックス

(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模

名称 : ㈱阪神パトロール
事業内容 : 阪神高速道路の交通管理業務
規模 : 資本金 10百万円

(4) 株式取得の時期

平成19年4月初を目途

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 : 200株

(注) 内訳 : ㈱エイチエイチエス 120株
 ㈱コーベックス 80株

取得価額 : 取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定する。

譲渡後の持分比率 : 100%

(6) その他

株式譲渡契約の効力は、上記の取締役会の決議を条件とする。

3. 連結子会社の一部事業の譲受け

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施することとしております。

(1) 事業の譲受けの目的

当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的とする。

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(2) 事業譲受元の名称、住所、代表者の氏名、正味財産及び事業収入

名称 : 社団法人阪神有料道路サービス協会
住所 : 大阪市西区西本町1丁目3番15号
代表者の氏名 : 会長 小川 征史
正味財産 : 450百万円
事業収入 : 1,416百万円

(注) 正味財産及び事業収入については、同協会が実施している収益事業に係る金額(平成18年3月31日現在)を記載しております。

(3) 譲受け事業

スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等

(4) 譲受け資産・負債の額

資産 367百万円
負債 137百万円

(注) 資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。

(5) 譲受け時期

平成19年4月1日

(6) その他

本事業譲渡は無償で行うこととしております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | |
|--|---------------------------------------|
| 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | |
| 1. 連結の範囲に関する事項 | |
| (1) 連結子会社の数 | 2社 |
| 連結子会社の名称 | 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) |
| (2) 主要な非連結子会社の名称等 | (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス |
| (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 | |
| 2. 持分法の適用に関する事項 | |
| 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名) | |
| 非連結子会社 | (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス |
| 関連会社 | (株)グローウェイ |
| (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 | |
| 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 | |
| 全ての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。 | |

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しています。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他たな卸資産

主として個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械設備及び運搬具 5～17年

その他 5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

③ 回数通行券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④ ハイウェイカード損失補填引当金

ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当中間連結会計期間より、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、当中間連結会計期間の発生額の内500万円を販売費及び一般管理費に、100万円を仕掛道路資産に計上し、過年度分相当額500万円を特別損失に計上しております。

この結果、営業利益及び経常利益は500万円、税金等調整前中間純利益は1100万円減少しております。

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

⑦ マイレージ割引引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

③ 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,205百万円であります。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当中間連結会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金44百万円は、当中間連結会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。

(金融商品に関する会計基準等)

当中間連結会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。

これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末
(平成18年9月30日)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債6,295百万円(額面6,340百万円)の一般担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

1,247,340百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

13,529百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金が505百万円減少しております。

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等及び未払消費税等として表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

| 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | |
|--|-------------------------------------|
| ※1 | 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。 |
| | 給与手当 437百万円 |
| | 減価償却費 227百万円 |
| | 利用促進費 536百万円 |
| | 賞与引当金繰入額 105百万円 |
| | 退職給付費用 90百万円 |
| | 役員退職慰労引当金繰入額 5百万円 |
| | マイレージ割引引当金繰入額 473百万円 |
| ※2 | 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 |
| | 土地 37百万円 |
| ※3 | 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 |
| | 土地 0百万円 |
| ※4 | 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 |
| | その他(工具器具備品) 0百万円 |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末株式数(千株) | 当中間連結会計期間増加株式数(千株) | 当中間連結会計期間減少株式数(千株) | 当中間連結会計期間末株式数(千株) |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式 | 20,000 | — | — | 20,000 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借
対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成18年9月30日現在)

| | |
|-----------|-----------|
| 現金及び預金勘定 | 27,250百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 27,250百万円 |

2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額
中間連結損益計算書に計上されている道路資産完成
高は、資金により回収されず、当社において計上して
いる道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高
速道路保有・債務返済機構に債務引受けされることに
より回収されることとなります。

しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー
及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営
実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッ
シュ・フロー計算書上、道路資産完成高は一旦資金に
より回収され、回収された資金をもって道路建設関係
長期借入金を返済しているものとみなしております。

(リース取引関係)

| 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | | |
|--|------------------|---------------------|--------------------|
| (借主側) | | | |
| 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | | | |
| ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | | | |
| | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 中間期末残高相当額 (百万円) |
| その他 (工具器具備品) | 20 | 3 | 17 |
| 合計 | 20 | 3 | 17 |
| ② 未経過リース料中間期末残高相当額 | | | |
| 1年以内 | | | 3百万円 |
| 1年超 | | | 13百万円 |
| 合計 | | | 17百万円 |
| ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 | | | |
| 支払リース料 | | | 2百万円 |
| 減価償却費相当額 | | | 2百万円 |
| 支払利息相当額 | | | 0百万円 |
| ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 | | | |
| 減価償却費相当額の算定方法 | | | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | | |
| 利息相当額の算定方法 | | | |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 | | | |
| 2 オペレーティング・リース取引 | | | |
| 道路資産の未経過リース料 | | | |
| 1年以内 | | | 147,351百万円 |
| 1年超 | | | 9,032,970百万円 |
| 合計 | | | 9,180,321百万円 |

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるかとされており。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるかとされており。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

| 当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | |
|----------------------------|------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 4百万円 |
| 計 | 4百万円 |

(デリバティブ取引関係)

| 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | |
|--|--|
| デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。 | |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

| | 高速道路事業 (百万円) | 受託事業 (百万円) | その他の事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|----------------------|-----------------|---------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 売上高 | 90,724 | — | 687 | 91,412 | — | 91,412 |
| (2) セグメント間の内 部売上高 | 3 | — | 40 | 43 | △43 | — |
| 計 | 90,727 | — | 728 | 91,455 | △43 | 91,412 |
| 営業費用 | 88,041 | 7 | 517 | 88,566 | △43 | 88,522 |
| 営業利益又は営業損失 (△) | 2,685 | △7 | 211 | 2,889 | — | 2,889 |

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

| 事業 | 事業内容 |
|--------|--|
| 高速道路事業 | 高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等 |
| 受託事業 | 国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等 |
| その他の事業 | 休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等 |

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | |
|--|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,160.28円 |
| 1株当たり中間純利益 | 100.55円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| 項目 | 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) |
|--------------------|--|
| 中間純利益 (百万円) | 2,010 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | — |
| 普通株式に係る中間純利益 (百万円) | 2,010 |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株) | 20,000 |

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

1. 早期退職支援特例制度の実施

社員の早期退職を促進し、年齢構成を改善することにより組織の活性化を図るとともに、会社の合理的経営を推進するため、平成18年11月1日付にて「阪神高速道路株式会社社員早期退職支援特例制度規則」を制定し、早期退職支援特例制度を実施しました。

(1) 対象者

下記の条件に該当する社員

- ① 平成18年7月1日現在で56歳以上58歳以下であること
- ② 当社での勤続期間が30年以上であること

(2) 申請期間

平成18年11月1日から平成18年12月28日まで

(3) 退職日

原則として平成19年3月31日

(4) 退職加算金

「阪神高速道路株式会社社員退職手当支給規則」における退職手当及び本制度に基づく加算額を支給する。

上記の結果、19名の応募があり、これをもって募集を締め切りました。

なお、本制度実施に伴い発生する退職加算金は182百万円と見込まれ、平成19年3月期に特別損失として計上する予定であります。

2. 株式取得に関する基本合意（㈱阪神パトロール）

当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結しました。概要は次のとおりです。

(1) 株式取得の目的

阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、同業務の委託先である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としている。

(2) 株式取得の相手会社の名称

㈱エイチエイチエス
㈱コーベックス

(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模

名称 : ㈱阪神パトロール
事業内容 : 阪神高速道路の交通管理業務
規模 : 資本金 10百万円

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

- (4) 株式取得の時期
平成19年4月初を目途
- (5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
取得する株式の数：200株
(注) 内訳：(株)エイチエイチエス 120株
(株)コーベックス 80株
取得価額：取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定する。
譲渡後の持分比率：100%
- (6) その他
株式譲渡契約の効力は、上記の取締役会の決議を条件とする。

3. 連結子会社の一部事業の譲受け

当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施することとしております。

(1) 事業の譲受けの目的

当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的とする。

(2) 事業譲受元の名称、住所、代表者の氏名、正味財産及び事業収入

名称：社団法人阪神有料道路サービス協会
住所：大阪市西区西本町1丁目3番15号
代表者の氏名：会長 小川 征史
正味財産：450百万円
事業収入：1,416百万円

(注) 正味財産及び事業収入については、同協会が実施している収益事業に係る金額(平成18年3月31日現在)を記載しております。

(3) 譲受け事業

スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等

(4) 譲受け資産・負債の額

資産 367百万円
負債 137百万円

(注) 資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(5) 譲受け時期

平成19年4月1日

(6) その他

本事業譲渡は無償で行うこととしております。

⑨【連結附属明細表】

【社債明細表】

| 会社名 | 銘柄 | 発行年月日 | 当期末残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 利率 (%) | 担保 | 償還期限 |
|-----------|------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------|----|----------------|
| 阪神高速道路(株) | 政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第1回 | 平成18年 3月31日 | — | 6,340 | 1.60 | 有 | 平成28年 3月31日 |
| 合計 | — | — | — | 6,340 | — | — | — |

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

| 1年以内 (百万円) | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| — | — | — | — | — |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期末残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|--------------------|----------------|----------------|-------------|---------------------|
| 長期借入金 | 78,434 | 87,984 | 1.37 | 平成22年9月～ 平成27年3月 |
| その他の有利子負債 長期未払金 | — | 578 | 1.48 | 平成27年11月 |
| 合計 | 78,434 | 88,562 | — | — |

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金のうち、78,845百万円は道路建設関係長期借入金であります。道路建設関係長期借入金のうち、11,574百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利息の借入金であります。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は13,024百万円であります。
4. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

| 区分 | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 2,176 | 4,073 | 2,611 | 71,130 |
| 長期未払金 | 34 | 68 | 68 | 68 |
| 合計 | 2,210 | 4,141 | 2,679 | 71,198 |

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

| | | 当事業年度 (平成18年3月31日) | | |
|----------------|----------|-----------------------|---------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | |
| I 流動資産 | | | | |
| 1 現金及び預金 | | | 34,710 | |
| 2 高速道路事業営業未収入金 | | | 11,825 | |
| 3 未収入金 | ※4 | | 1,356 | |
| 4 未収消費税等 | | | 418 | |
| 5 仕掛道路資産 | | | 71,762 | |
| 6 貯蔵品 | | | 127 | |
| 7 受託業務前払金 | | | 2,397 | |
| 8 前払費用 | | | 24 | |
| 9 その他 | | | 102 | |
| 貸倒引当金 | | | △47 | |
| 流動資産合計 | | | 122,677 | 71.1 |
| II 固定資産 | | | | |
| A 高速道路事業固定資産 | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | |
| (1) 建物 | | 997 | | |
| 減価償却累計額 | | △22 | 974 | |
| (2) 構築物 | | 13,552 | | |
| 減価償却累計額 | | △350 | 13,202 | |
| (3) 機械装置 | | 14,734 | | |
| 減価償却累計額 | | △747 | 13,987 | |
| (4) 車両運搬具 | | 496 | | |
| 減価償却累計額 | | △58 | 438 | |
| (5) 工具器具備品 | | 248 | | |
| 減価償却累計額 | | △24 | 223 | |
| (6) 土地 | | | 153 | |
| (7) 建設仮勘定 | | | 6,554 | |
| 有形固定資産合計 | | | 35,532 | 20.6 |

| | | 当事業年度 (平成18年3月31日) | | |
|------------------|----------|-----------------------|--------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 構成比 (%) |
| 2 無形固定資産 | | | | |
| (1) ソフトウェア | | | 269 | |
| (2) その他 | | | 1 | |
| 無形固定資産合計 | | | 270 | 0.2 |
| 高速道路事業固定資産合 計 | | | 35,803 | 20.8 |
| B 関連事業固定資産 | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | |
| (1) 建物 | | 922 | | |
| 減価償却累計額 | | △19 | 902 | |
| (2) 構築物 | | 324 | | |
| 減価償却累計額 | | △21 | 303 | |
| (3) 機械装置 | | 27 | | |
| 減価償却累計額 | | 0 | 26 | |
| (4) 工具器具備品 | | 69 | | |
| 減価償却累計額 | | △7 | 62 | |
| (5) 土地 | | | 1,667 | |
| 有形固定資産合計 | | | 2,963 | 1.7 |
| 関連事業固定資産合計 | | | 2,963 | 1.7 |
| C 各事業共用固定資産 | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | |
| (1) 建物 | | 3,094 | | |
| 減価償却累計額 | | △72 | 3,021 | |
| (2) 構築物 | | 54 | | |
| 減価償却累計額 | | △2 | 51 | |
| (3) 車両運搬具 | | 10 | | |
| 減価償却累計額 | | 0 | 9 | |
| (4) 工具器具備品 | | 123 | | |
| 減価償却累計額 | | △7 | 115 | |
| (5) 土地 | | | 2,996 | |
| 有形固定資産合計 | | | 6,195 | 3.6 |

| | | 当事業年度 (平成18年3月31日) | |
|--------------------|----------|-----------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| 2 無形固定資産 | | | |
| (1) ソフトウェア | | 3,253 | |
| (2) その他 | | 87 | |
| 無形固定資産合計 | | 3,341 | 1.9 |
| 各事業共用固定資産合計 | | 9,536 | 5.5 |
| D その他の固定資産 | | | |
| 1 有形固定資産 | | | |
| (1) 土地 | | 1,263 | |
| 有形固定資産合計 | | 1,263 | 0.7 |
| その他の固定資産合計 | | 1,263 | 0.7 |
| E 投資その他の資産 | | | |
| 1 関係会社株式 | | 50 | |
| 2 長期前払費用 | | 88 | |
| 3 その他 | | 141 | |
| 投資その他の資産合計 | | 280 | 0.2 |
| 固定資産合計 | | 49,847 | 28.9 |
| III 繰延資産 | | | |
| 1 道路建設関係社債発行差 金 | | 47 | |
| 繰延資産合計 | | 47 | 0.0 |
| 資産合計 | ※2 | 172,572 | 100.0 |

| | | 当事業年度 (平成18年3月31日) | |
|---------|----------|-----------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | |
| I 流動負債 | | | |
| 1 | ※4 | 18,716 | |
| 2 | ※4 | 1,165 | |
| 3 | | 442 | |
| 4 | | 2,059 | |
| 5 | | 2,930 | |
| 6 | | 8,041 | |
| 7 | | 57 | |
| 8 | | 879 | |
| 9 | | 3,867 | |
| 10 | | 6 | |
| 11 | | 55 | |
| | | 流動負債合計 | 22.1 |
| II 固定負債 | | | |
| 1 | ※2 | 6,340 | |
| 2 | | 78,845 | |
| 3 | | 9,139 | |
| 4 | | 67 | |
| 5 | | 17,912 | |
| 6 | | 287 | |
| 7 | | 578 | |
| | | 固定負債合計 | 65.6 |
| | | 負債合計 | 87.7 |

| | | 当事業年度 (平成18年3月31日) | | |
|-----------|----------|-----------------------|---------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 構成比 (%) |
| (資本の部) | | | | |
| I 資本金 | ※1 | | 10,000 | 5.8 |
| II 資本剰余金 | | | | |
| 1 資本準備金 | | 10,000 | | |
| 資本剰余金合計 | | | 10,000 | 5.8 |
| III 利益剰余金 | | | | |
| 1 当期末処分利益 | | 1,179 | | |
| 利益剰余金合計 | | | 1,179 | 0.7 |
| 資本合計 | | | 21,179 | 12.3 |
| 負債資本合計 | | | 172,572 | 100.0 |

②【中間貸借対照表】

| | | 当中間会計期間末 (平成18年9月30日) | | |
|--------------------|----------|--------------------------|---------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | |
| I 流動資産 | | | | |
| 1 現金及び預金 | | | 26,048 | |
| 2 高速道路事業営業未収入 金 | | | 10,568 | |
| 3 未収入金 | | | 238 | |
| 4 未収消費税等 | ※3 | | 297 | |
| 5 仕掛道路資産 | | | 84,973 | |
| 6 貯蔵品 | | | 92 | |
| 7 受託業務前払金 | | | 5,167 | |
| 8 その他 | | | 433 | |
| 貸倒引当金 | | | △54 | |
| 流動資産合計 | | | 127,765 | 71.7 |
| II 固定資産 | | | | |
| A 高速道路事業固定資産 | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | |
| (1) 建物 | | 1,002 | | |
| 減価償却累計額 | | △46 | 956 | |
| (2) 構築物 | | 14,301 | | |
| 減価償却累計額 | | △726 | 13,575 | |
| (3) 機械装置 | | 23,043 | | |
| 減価償却累計額 | | △1,879 | 21,163 | |
| (4) 車両運搬具 | | 496 | | |
| 減価償却累計額 | | △117 | 379 | |
| (5) 工具器具備品 | | 246 | | |
| 減価償却累計額 | | △49 | 196 | |
| (6) 土地 | | | 153 | |
| (7) 建設仮勘定 | | | 294 | |
| 有形固定資産合計 | | | 36,719 | 20.6 |

| | | 当中間会計期間末 (平成18年9月30日) | | |
|------------------|----------|--------------------------|--------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 構成比 (%) |
| 2 無形固定資産 | | | | |
| (1) ソフトウェア | | | 229 | |
| (2) その他 | | | 8 | |
| 無形固定資産合計 | | | 237 | 0.1 |
| 高速道路事業固定資産合 計 | | | 36,957 | 20.7 |
| B 関連事業固定資産 | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | |
| (1) 建物 | | 922 | | |
| 減価償却累計額 | | △40 | 881 | |
| (2) 構築物 | | 363 | | |
| 減価償却累計額 | | △55 | 307 | |
| (3) 機械装置 | | 27 | | |
| 減価償却累計額 | | △1 | 25 | |
| (4) 工具器具備品 | | 72 | | |
| 減価償却累計額 | | △15 | 57 | |
| (5) 土地 | | | 1,667 | |
| 有形固定資産合計 | | | 2,940 | 1.7 |
| 関連事業固定資産合計 | | | 2,940 | 1.7 |
| C 各事業共用固定資産 | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | |
| (1) 建物 | | 3,091 | | |
| 減価償却累計額 | | △146 | 2,944 | |
| (2) 構築物 | | 54 | | |
| 減価償却累計額 | | △5 | 48 | |
| (3) 車両運搬具 | | 10 | | |
| 減価償却累計額 | | △1 | 8 | |
| (4) 工具器具備品 | | 83 | | |
| 減価償却累計額 | | △11 | 71 | |
| (5) 土地 | | | 2,996 | |
| 有形固定資産合計 | | | 6,071 | 3.4 |

| | | 当中間会計期間末 (平成18年9月30日) | |
|-------------|----------|--------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| 2 無形固定資産 | | | |
| (1) ソフトウェア | | 2,981 | |
| (2) その他 | | 10 | |
| 無形固定資産合計 | | 2,991 | 1.7 |
| 各事業共用固定資産合計 | | 9,062 | 5.1 |
| D その他の固定資産 | | | |
| 1 有形固定資産 | | | |
| (1) 土地 | | 1,188 | |
| 有形固定資産合計 | | 1,188 | 0.7 |
| その他の固定資産合計 | | 1,188 | 0.7 |
| E 投資その他の資産 | | 266 | 0.1 |
| 固定資産合計 | | 50,415 | 28.3 |
| 資産合計 | ※1 | 178,180 | 100.0 |

| | | 当中間会計期間末 (平成18年9月30日) | |
|---------|----------|--------------------------|--------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | |
| I 流動負債 | | | |
| 1 | | 高速道路事業営業未払金 | 15,106 |
| 2 | | 未払金 | 224 |
| 3 | | 未払法人税等 | 955 |
| 4 | | 受託業務前受金 | 5,509 |
| 5 | | 前受金 | 4,565 |
| 6 | | 賞与引当金 | 940 |
| 7 | | 回数通行券払戻引当金 | 3,776 |
| 8 | | ハイウェイカード損失補 填引当金 | 2 |
| 9 | | その他 | 587 |
| | | 流動負債合計 | 31,666 17.8 |
| II 固定負債 | | | |
| 1 | ※1 | 道路建設関係社債 | 6,295 |
| 2 | | 道路建設関係長期借入金 | 89,540 |
| 3 | | その他の長期借入金 | 9,139 |
| 4 | | 退職給付引当金 | 17,583 |
| 5 | | 役員退職慰労引当金 | 10 |
| 6 | | マイレージ割引引当金 | 473 |
| 7 | | その他 | 645 |
| | | 固定負債合計 | 123,688 69.4 |
| | | 負債合計 | 155,355 87.2 |

| | | 当中間会計期間末 (平成18年9月30日) | | |
|---------|----------|--------------------------|---------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | |
| I 株主資本 | | | | |
| 1 | | 資本金 | 10,000 | 5.6 |
| 2 | | 資本剰余金 | | |
| | | (1) 資本準備金 | 10,000 | |
| | | 資本剰余金合計 | 10,000 | 5.6 |
| 3 | | 利益剰余金 | | |
| | | (1) その他利益剰余金 | | |
| | | 高速道路事業別途積立 金 | 1,176 | |
| | | 関連事業別途積立金 | 3 | |
| | | 繰越利益剰余金 | 1,645 | |
| | | 利益剰余金合計 | 2,825 | 1.6 |
| | | 株主資本合計 | 22,825 | 12.8 |
| II | | 評価・換算差額等 | — | — |
| III | | 新株予約権 | — | — |
| | | 純資産合計 | 22,825 | 12.8 |
| | | 負債純資産合計 | 178,180 | 100.0 |

③【損益計算書】

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | | |
|---------------|----------|---|---------|-------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 百分比 (%) (注) |
| I 高速道路事業営業損益 | | | | |
| 1 営業収益 | | | | |
| (1) 料金収入 | | 87,949 | | |
| (2) 道路資産完成高 | | 13,966 | | |
| (3) その他の売上高 | | 2,424 | 104,340 | 99.4 |
| 2 営業費用 | | | | |
| (1) 道路資産賃借料 | | 64,932 | | |
| (2) 道路資産完成原価 | | 13,966 | | |
| (3) 管理費用 | ※1 | 20,824 | 99,723 | 95.0 |
| 高速道路事業営業利益 | | | 4,617 | 4.4 |
| II 関連事業営業損益 | | | | |
| 1 営業収益 | | | | |
| (1) 受託業務収入 | | 344 | | |
| (2) 駐車場事業収入 | ※1 | 269 | | |
| (3) 休憩所等事業収入 | | 52 | | |
| (4) その他営業事業収入 | | 12 | 679 | 0.6 |
| 2 営業費用 | | | | |
| (1) 受託業務事業費 | | 380 | | |
| (2) 駐車場事業費 | | 62 | | |
| (3) 休憩所等事業費 | ※1 | 95 | | |
| (4) その他営業事業費 | | 103 | 641 | 0.6 |
| 関連事業営業利益 | | | 37 | 0.0 |
| 全事業営業利益 | | | 4,654 | 4.4 |
| III 営業外収益 | | | | |
| 1 受取利息 | | 1 | | |
| 2 土地物件貸付料 | | 24 | | |
| 3 原因者負担収入 | | 47 | | |
| 4 雑収入 | | 34 | 107 | 0.1 |

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | | |
|--------------|----------|---|-------|-------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | | 百分比 (%) (注) |
| IV 営業外費用 | | | | |
| 1 支払利息 | | 69 | | |
| 2 事業所移転費用 | | 19 | | |
| 3 事業譲受費用 | | 10 | | |
| 4 雑損失 | | 7 | 106 | 0.1 |
| 経常利益 | | | 4,655 | 4.4 |
| V 特別利益 | | | | |
| 1 固定資産売却益 | ※2 | 144 | 144 | 0.2 |
| VI 特別損失 | | | | |
| 1 固定資産売却損 | ※3 | 12 | | |
| 2 固定資産除却費 | ※4 | 52 | | |
| 3 減損損失 | ※5 | 117 | | |
| 4 ETC付替等損失 | ※6 | 1,495 | 1,677 | 1.6 |
| 税引前当期純利益 | | | 3,122 | 3.0 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,943 | | |
| 法人税等調整額 | | — | 1,943 | 1.9 |
| 当期純利益 | | | 1,179 | 1.1 |
| 当期未処分利益 | | | 1,179 | |

(注) 百分比は全事業営業収益 (105,020百万円) を100とする比率であります。

営業費用明細書

(1) 事業別科目別内訳書

| | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | | |
|--------------|---|--------|---------|
| 区分 | 金額 (百万円) | | |
| I 高速道路事業営業費用 | | | |
| 1 道路資産賃借料 | | 64,932 | |
| 2 道路資産完成原価 | | 13,966 | |
| 3 管理費用 | | | |
| (1) 維持修繕費 | 7,860 | | |
| (2) 管理業務費 | 11,364 | | |
| (3) 一般管理費 | 1,598 | | |
| 計 | | 20,824 | |
| 高速道路事業営業費用合計 | | | 99,723 |
| II 関連事業営業費用 | | | |
| 1 受託業務事業費 | | | |
| (1) 受託事業費 | 336 | | |
| (2) 一般管理費 | 44 | | |
| 計 | | 380 | |
| 2 駐車場事業費 | | | |
| (1) 管理業務費 | 38 | | |
| (2) 一般管理費 | 23 | | |
| 計 | | 62 | |
| 3 休憩所等事業費 | | | |
| (1) 管理業務費 | 83 | | |
| (2) 一般管理費 | 11 | | |
| 計 | | 95 | |
| 4 その他営業事業費 | | | |
| (1) 管理業務費 | 75 | | |
| (2) 一般管理費 | 27 | | |
| 計 | | 103 | |
| 関連事業営業費用合計 | | | 641 |
| 全事業営業費用合計 | | | 100,365 |

(2) 科目明細書

① 道路資産完成原価

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|-----------|----------|---|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| I 労務費 | ※2 | 2,047 | 7.8 |
| II 経費 | | 22,287 | 85.1 |
| III 一般管理費 | | 1,304 | 5.0 |
| IV 金利等 | | 545 | 2.1 |
| 当期総製造費用 | | 26,184 | 100.0 |
| 期首仕掛道路資産 | | 57,979 | |
| 合計 | | 84,163 | |
| 期末仕掛道路資産 | | 70,196 | |
| 道路資産完成原価 | | 13,966 | |

1 期首仕掛道路資産及び期末仕掛道路資産の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (百万円) |
|-----|-------------|
| 外注費 | 20,655 |
| 土地代 | 368 |

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 維持修繕費

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|-------|----------|---|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| I 人件費 | ※1 | 664 | 8.4 |
| II 経費 | | 7,195 | 91.6 |
| 維持修繕費 | | 7,860 | 100.0 |

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (百万円) |
|-------|-------------|
| 維持補修費 | 5,994 |
| 清掃料 | 447 |
| 水道光熱費 | 402 |

③ 管理業務費

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|-------|----------|---|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| I 人件費 | | 1,187 | 10.4 |
| II 経費 | ※1 | 10,177 | 89.6 |
| 管理業務費 | | 11,364 | 100.0 |

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (百万円) |
|-------|-------------|
| 業務委託費 | 5,515 |
| 支払手数料 | 1,270 |
| 減価償却費 | 1,171 |
| 広告宣伝費 | 853 |
| 修繕費 | 432 |

④ 受託事業費

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|-----------|----------|---|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| I 労務費 | | 66 | 6.8 |
| II 経費 | ※2 | 907 | 93.2 |
| 当期総製造費用 | | 973 | 100.0 |
| 期首受託業務前払金 | | 1,728 | |
| 合計 | | 2,702 | |
| 期末受託業務前払金 | | 2,366 | |
| 受託事業費 | | 336 | |

1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (百万円) |
|-----|-------------|
| 外注費 | 894 |
| 土地代 | 1 |

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

⑤ 駐車場事業管理業務費

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|------------|----------|---|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| I 人件費 | | 9 | 24.4 |
| II 経費 | ※1 | 29 | 75.6 |
| 駐車場事業管理業務費 | | 38 | 100.0 |

※1 主な内訳は、次のとおりです。

| 項目 | 当事業年度 (百万円) |
|-------|-------------|
| 減価償却費 | 28 |

⑥ 休憩所等事業管理業務費

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|-------------|----------|---|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| I 人件費 | | 19 | 22.8 |
| II 経費 | ※1 | 64 | 77.2 |
| 休憩所等事業管理業務費 | | 83 | 100.0 |

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (百万円) |
|-------|-------------|
| 業務委託費 | 25 |
| 減価償却費 | 19 |
| 修繕費 | 10 |

⑦ その他営業事業管理業務費

| | | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|--------------|----------|---|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| I 人件費 | | 44 | 59.1 |
| II 経費 | ※1 | 30 | 40.9 |
| その他営業事業管理業務費 | | 75 | 100.0 |

※1 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (百万円) |
|---------|-------------|
| 固定資産除却費 | 25 |

⑧ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は1,706百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

| | |
|----------|--------|
| 給与手当 | 306百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 97百万円 |
| 退職給付費用 | 73百万円 |
| 業務委託費 | 81百万円 |
| 減価償却費 | 205百万円 |
| 調査費 | 331百万円 |
| 修繕費 | 174百万円 |
| 地代家賃 | 86百万円 |
| 租税公課 | 95百万円 |

④【中間損益計算書】

| | | 当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日) | |
|---------------|----------|--|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (百万円) | 百分比 (%) |
| I 高速道路事業営業損益 | | | |
| 1 営業収益 | | | |
| (1) 料金収入 | | 90,299 | |
| (2) 道路資産完成高 | | 386 | |
| (3) その他の売上高 | | 1 | |
| | | 90,687 | 99.5 |
| 2 営業費用 | | | |
| (1) 道路資産賃借料 | | 70,342 | |
| (2) 道路資産完成原価 | | 386 | |
| (3) 管理費用 | | 17,647 | |
| | | 88,376 | 97.0 |
| 高速道路事業営業利益 | | | 2.5 |
| 2,311 | | | |
| II 関連事業営業損益 | | | |
| 1 営業収益 | | | |
| (1) 受託業務収入 | | — | |
| (2) 駐車場事業収入 | | 327 | |
| (3) 休憩所等事業収入 | | 72 | |
| (4) その他営業事業収入 | | 13 | |
| | | 413 | 0.5 |
| 2 営業費用 | | | |
| (1) 受託業務事業費 | | 7 | |
| (2) 駐車場事業費 | | 121 | |
| (3) 休憩所等事業費 | | 86 | |
| (4) その他営業事業費 | | 73 | |
| | | 288 | 0.3 |
| 関連事業営業利益 | | | 0.2 |
| 124 | | | |
| 全事業営業利益 | | | 2.7 |
| 2,436 | | | |
| III 営業外収益 | ※1 | | 0.1 |
| 152 | | | |
| IV 営業外費用 | ※2 | | 0.1 |
| 110 | | | |
| 経常利益 | | | 2.7 |
| 2,478 | | | |
| V 特別利益 | ※3 | | 0.1 |
| 37 | | | |
| VI 特別損失 | ※4 | | 0.0 |
| 6 | | | |
| 税引前中間純利益 | | | 2.8 |
| 2,509 | | | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 863 | |
| 法人税等調整額 | | — | 1.0 |
| 863 | | | |
| 中間純利益 | | | 1.8 |
| 1,645 | | | |

(注) 百分比は全事業営業収益(91,101百万円)を100として計算しております。

⑤【利益処分計算書】

| | | 当事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月28日) | |
|---------------------|----------|----------------------------------|-------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | |
| I 当期末処分利益 | | | 1,179 |
| II 利益処分額 | | | |
| 1 任意積立金 | | | |
| (1) 高速道路事業別途積立 金 | | 1,176 | |
| (2) 関連事業別途積立金 | | 3 | 1,179 |
| III 次期繰越利益 | | | — |

⑥【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

| | 株主資本 | | | | | |
|------------------------|--------|--------|-----------------|---------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | 高速道路事業 別途積立金 | 関連事業 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 平成18年3月31日残高 (百万円) | 10,000 | 10,000 | — | — | 1,179 | 21,179 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | | | |
| 別途積立金の積立 (百万円) (注) | — | — | 1,176 | 3 | △1,179 | — |
| 中間純利益 (百万円) | — | — | — | — | 1,645 | 1,645 |
| 中間会計期間中の変動額合計 (百万円) | — | — | 1,176 | 3 | 465 | 1,645 |
| 平成18年9月30日残高 (百万円) | 10,000 | 10,000 | 1,176 | 3 | 1,645 | 22,825 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

| 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|---|---|
| 1 | 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 |
| 2 | たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 建設資材等は個別法による原価法によっております。 貯蔵物品は後入先出法による原価法によっております。 |
| 3 | 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| 4 | 繰延資産の処理方法 (1) 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。 (2) 道路建設関係社債発行差金 社債償還期限までの期間にわたって均等額を每期償却しております。 |

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 回数通行券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) ハイウェイカード損失補填引当金

ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) マイレージ割引引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

6 その他財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 当事業年度 (平成18年3月31日) | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-------------|------|-------------|---------|------|-------------|-------------|--------|-----|-------|
| ※1 | <table border="0"> <tr> <td>会社が発行する株式</td> <td>普通株式</td> <td>80,000,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td>20,000,000株</td> </tr> </table> | 会社が発行する株式 | 普通株式 | 80,000,000株 | 発行済株式総数 | 普通株式 | 20,000,000株 | | | | |
| 会社が発行する株式 | 普通株式 | 80,000,000株 | | | | | | | | | |
| 発行済株式総数 | 普通株式 | 20,000,000株 | | | | | | | | | |
| ※2 | <p>担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債6,340百万円の一般担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</p> <p style="text-align: right;">1,324,340百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</p> <p style="text-align: right;">13,024百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が13,024百万円減少しております。</p> | | | | | | | | | | |
| ※4 | <p>関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">流動資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未収入金</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: right;">801百万円</td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> </table> | 流動資産 | | 未収入金 | 19百万円 | 流動負債 | | 高速道路事業営業未払金 | 801百万円 | 未払金 | 25百万円 |
| 流動資産 | | | | | | | | | | | |
| 未収入金 | 19百万円 | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | | | | | | |
| 高速道路事業営業未払金 | 801百万円 | | | | | | | | | | |
| 未払金 | 25百万円 | | | | | | | | | | |

(損益計算書関係)

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。

| | |
|------------------|----------|
| 駐車場事業収入 | 161百万円 |
| 営業費用(高速道路事業営業費用) | 4,250百万円 |
| 休憩所等事業費 | 24百万円 |

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 0百万円 |
| 土地 | 143百万円 |
| 計 | 144百万円 |

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

| | |
|----|-------|
| 土地 | 12百万円 |
|----|-------|

※4 固定資産除却費の内容はつぎのとおりであります。

| | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 52百万円 |
|---------|-------|

※5 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途 | 種類 | 場所 | 計上額 |
|-------|----|----------|--------|
| 遊休不動産 | 土地 | 大阪府大阪市ほか | 117百万円 |

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額に基づいて評価しております。

※6 ETC付替等損失は、回数通行券の廃止に伴い、回数通行券既発行分に対する付替等による利用見込額を計上したものであります。

(リース取引関係)

| 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|--|--------------|
| 1. オペレーティング・リース取引 | |
| 道路資産の未経過リース料 | |
| 1年以内 | 147,723百万円 |
| 1年超 | 9,106,458百万円 |
| 合計 | 9,254,181百万円 |
| (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。 | |
| 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。 | |

(有価証券関係)

| 当事業年度 (平成18年3月31日) |
|-----------------------------|
| 子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。 |

(税効果会計関係)

| 当事業年度 (平成18年3月31日) | |
|-----------------------|---|
| 1 | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| | 繰延税金資産 |
| | 退職給付引当金 7,279百万円 |
| | 回数通行券払戻引当金 1,571百万円 |
| | 賞与引当金 357百万円 |
| | 未払事業税 186百万円 |
| | マイレージ割引引当金 116百万円 |
| | その他 122百万円 |
| | 繰延税金資産小計 9,633百万円 |
| | 評価性引当額 <u>△9,633百万円</u> |
| | 繰延税金資産合計 — |
| | 繰延税金負債 — |
| | 繰延税金資産(負債)の純額 — |
| 2 | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| | 法定実効税率 40.64% |
| | (調整) |
| | 交際費等永久差異 9.25% |
| | 住民税均等割 0.37% |
| | 評価性引当額 13.89% |
| | 法人税特別控除等 <u>△1.39%</u> |
| | その他 <u>△0.53%</u> |
| | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>62.23%</u> |

(1株当たり情報)

| 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) | |
|---|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,058.98円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 58.98円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| 項目 | 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) |
|-------------------|---|
| 当期純利益(百万円) | 1,179 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 1,179 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 20,000 |

(重要な後発事象)

| 当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) |
|--|
| <p>1. 早期退職支援特例制度の実施</p> <p>社員の早期退職を促進し、年齢構成を改善することにより組織の活性化を図るとともに、会社の合理的経営を推進するため、平成18年11月1日付にて「阪神高速道路株式会社社員早期退職支援特例制度規則」を制定し、早期退職支援特例制度を実施しました。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>下記の条件に該当する社員</p> <ul style="list-style-type: none">① 平成18年7月1日現在で56歳以上58歳以下であること② 当社での勤続期間が30年以上であること <p>(2) 申請期間</p> <p>平成18年11月1日から平成18年12月28日まで</p> <p>(3) 退職日</p> <p>原則として平成19年3月31日</p> <p>(4) 退職加算金</p> <p>「阪神高速道路株式会社社員退職手当支給規則」における退職手当及び本制度に基づく加算額を支給する。</p> <p>上記の結果、19名の応募があり、これをもって募集を締め切りました。</p> <p>なお、本制度実施に伴い発生する退職加算金は182百万円と見込まれ、平成19年3月期に特別損失として計上する予定であります。</p> |

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

2. 株式取得に関する基本合意 (㈱阪神パトロール)

当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結しました。概要は次のとおりです。

(1) 株式取得の目的

阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、同業務の委託先である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としている。

(2) 株式取得の相手会社の名称

㈱エイチエイチエス
㈱コーベックス

(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模

名称 : ㈱阪神パトロール
事業内容 : 阪神高速道路の交通管理業務
規模 : 資本金 10百万円

(4) 株式取得の時期

平成19年4月初を目途

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 : 200株

(注) 内訳 : ㈱エイチエイチエス 120株
 ㈱コーベックス 80株

取得価額 : 取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定する。

譲渡後の持分比率 : 100%

(6) その他

株式譲渡契約の効力は、上記の取締役会の決議を条件とする。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | | | | |
|--|--|-----|-------|------|-------|
| 1 | <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>② 貯蔵品 建設資材等は個別法による原価法によっております。 貯蔵物品は後入先出法による原価法によっております。</p> | | | | |
| 2 | <p>固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"><tr><td>構築物</td><td>5～60年</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>5～17年</td></tr></table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> | 構築物 | 5～60年 | 機械装置 | 5～17年 |
| 構築物 | 5～60年 | | | | |
| 機械装置 | 5～17年 | | | | |
| 3 | <p>引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> | | | | |

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(3) 回数通行券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) ハイウェイカード損失補填引当金

ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当中間会計期間より、内規に基づく中間会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、当中間会計期間の発生額の内5百万円を販売費及び一般管理費に、1百万円を仕掛道路資産に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。

この結果、営業利益及び経常利益は5百万円、税引前中間純利益は11百万円減少しております。

(7) マイレージ割引引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

③ 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、
工事完成基準を適用しております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,825百万円であります。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当中間会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、道路建設関係社債発行差金44百万円は、当中間会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。

(金融商品に関する会計基準等)

当中間会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。

これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末
(平成18年9月30日)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債6,295百万円(額面6,340百万円)の一般担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

1,247,340百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

13,529百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間において道路建設関係長期借入金が505百万円減少しております。

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | |
|--|----------|
| ※1 営業外収益の主要項目 | |
| 受取利息 | 24百万円 |
| 解約違約金収入 | 53百万円 |
| 土地物件貸付料 | 25百万円 |
| 原因者負担金収入 | 9百万円 |
| ※2 営業外費用の主要項目 | |
| 支払利息 | 73百万円 |
| ハイウェイカード払戻損失 | 24百万円 |
| ※3 特別利益の主要項目 | |
| 固定資産売却益(土地) | 37百万円 |
| ※4 特別損失の主要項目 | |
| 過年度役員退職慰労引当金繰入額 | 5百万円 |
| 固定資産除却損(その他) | 0百万円 |
| 固定資産売却損(土地) | 0百万円 |
| 5 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 1,764百万円 |
| 無形固定資産 | 410百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

| 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | |
|--|--|
| 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 | |
| 該当事項はありません。 | |

(リース取引関係)

| 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | |
|--|--------------|
| 1. オペレーティング・リース取引 | |
| 道路資産の未経過リース料 | |
| 1年以内 | 147,351百万円 |
| 1年超 | 9,032,970百万円 |
| 合計 | 9,180,321百万円 |
| (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。 | |
| 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。 | |

(有価証券関係)

| 当中間会計期間 (平成18年9月30日) |
|-----------------------------|
| 子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。 |

(1株当たり情報)

| 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | |
|--|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,141.25円 |
| 1株当たり中間純利益 | 82.27円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| 項目 | 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) |
|-------------------|--|
| 中間純利益(百万円) | 1,645 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 1,645 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 20,000 |

(重要な後発事象)

| 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) |
|--|
| <p>1. 早期退職支援特例制度の実施</p> <p>社員の早期退職を促進し、年齢構成を改善することにより組織の活性化を図るとともに、会社の合理的経営を推進するため、平成18年11月1日付にて「阪神高速道路株式会社社員早期退職支援特例制度規則」を制定し、早期退職支援特例制度を実施しました。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>下記の条件に該当する社員</p> <p>① 平成18年7月1日現在で56歳以上58歳以下であること</p> <p>② 当社での勤続期間が30年以上であること</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>平成18年11月1日から平成18年12月28日まで</p> <p>(3) 退職日</p> <p>原則として平成19年3月31日</p> <p>(4) 退職加算金</p> <p>「阪神高速道路株式会社社員退職手当支給規則」における退職手当及び本制度に基づく加算額を支給する。</p> <p>上記の結果、19名の応募があり、これをもって募集を締め切りました。</p> <p>なお、本制度実施に伴い発生する退職加算金は182百万円と見込まれ、平成19年3月期に特別損失として計上する予定であります。</p> |

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

2. 株式取得に関する基本合意 (㈱阪神パトロール)

当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結しました。概要は次のとおりです。

(1) 株式取得の目的

阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、同業務の委託先である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としている。

(2) 株式取得の相手会社の名称

㈱エイチエイチエス

㈱コーベックス

(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模

名称 : ㈱阪神パトロール

事業内容 : 阪神高速道路の交通管理業務

規模 : 資本金 10百万円

(4) 株式取得の時期

平成19年4月初を目途

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 : 200株

(注) 内訳 : ㈱エイチエイチエス 120株

㈱コーベックス 80株

取得価額 : 取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定する。

譲渡後の持分比率 : 100%

(6) その他

株式譲渡契約の効力は、上記の取締役会の決議を条件とする。

⑦【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第121条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

| 区分 | 資産の種類 | | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円) | 当期償却額 (百万円) | 差引 当期末残高 (百万円) |
|----------|--------------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|----------------|----------------------|
| 高速道路事業 | 有形固定資産 | 建物 | 997 | — | — | 997 | 22 | 22 | 974 |
| | | 構築物 | 13,079 | 480 | 6 | 13,552 | 350 | 350 | 13,202 |
| | | 機械装置 | 12,572 | 2,162 | — | 14,734 | 747 | 747 | 13,987 |
| | | 車両運搬具 | 496 | — | — | 496 | 58 | 58 | 438 |
| | | 工具器具備品 | 240 | 7 | — | 248 | 24 | 24 | 223 |
| | | 土地 | 153 | — | — | 153 | — | — | 153 |
| | | 建設仮勘定 | 7,160 | 2,350 | 2,956 | 6,554 | — | — | 6,554 |
| | 計 | 34,699 | 5,001 | 2,963 | 36,737 | 1,204 | 1,204 | 35,532 | |
| | 無固定資産 | ソフトウェア | — | 309 | — | 309 | 39 | 39 | 269 |
| | | その他 | 1 | 0 | — | 1 | — | — | 1 |
| 計 | | 1 | 309 | — | 310 | 39 | 39 | 270 | |
| 合計 | 34,700 | 5,310 | 2,963 | 37,047 | 1,243 | 1,243 | 35,803 | | |
| 関連事業 | 有形固定資産 | 建物 | 747 | 197 | 22 | 922 | 19 | 19 | 902 |
| | | 構築物 | 2 | 322 | 0 | 324 | 21 | 21 | 303 |
| | | 機械装置 | — | 27 | — | 27 | 0 | 0 | 26 |
| | | 工具器具備品 | 17 | 52 | — | 69 | 7 | 7 | 62 |
| | | 土地 | 1,667 | — | — | 1,667 | — | — | 1,667 |
| | 建設仮勘定 | — | 30 | 30 | — | — | — | — | |
| 合計 | 2,435 | 630 | 52 | 3,012 | 49 | 49 | 2,963 | | |
| 各事業共用 | 有形固定資産 | 建物 | 3,060 | 95 | 60 | 3,094 | 72 | 73 | 3,021 |
| | | 構築物 | 54 | 1 | 1 | 54 | 2 | 2 | 51 |
| | | 車両運搬具 | 10 | — | — | 10 | 0 | 0 | 9 |
| | | 工具器具備品 | 122 | 0 | — | 123 | 7 | 7 | 115 |
| | | 土地 | 3,248 | — | 251 | 2,996 | — | — | 2,996 |
| | | 建設仮勘定 | 18 | 87 | 106 | — | — | — | — |
| | 計 | 6,514 | 185 | 420 | 6,278 | 83 | 84 | 6,195 | |
| | 無固定資産 | ソフトウェア | 230 | 3,503 | 159 | 3,574 | 320 | 320 | 3,253 |
| | | その他 | 3,253 | 17 | 3,183 | 87 | — | — | 87 |
| | | 計 | 3,483 | 3,520 | 3,342 | 3,661 | 320 | 320 | 3,341 |
| 合計 | 9,997 | 3,705 | 3,762 | 9,940 | 403 | 404 | 9,536 | | |
| その定の他資産 | 有固定資産 | 土地 | 1,508 | — | 244 (117) | 1,263 | — | — | 1,263 |
| | | 計 | 1,508 | — | 244 (117) | 1,263 | — | — | 1,263 |
| 投資その他の資産 | 長期前払費用 | — | 103 | — | 103 | 15 | 15 | 88 | |
| 繰延資産 | 道路建設関係社債発行差金 | — | 47 | — | 47 | 0 | 0 | 47 | |
| | 繰延資産計 | — | 47 | — | 47 | 0 | 0 | 47 | |

- (注) 1. 高速道路事業有形固定資産(機械装置及び建設仮勘定)の当期増加額及び建設仮勘定の当期減少額の主なものは、料金収受機械(1,898百万円)及びE T C設備(259百万円)の取得等によるものであります。
2. 各事業共用のソフトウェアの当期増加額は、新会計情報システム(3,455百万円)の取得等によるものであります。
3. 各事業共用の無形固定資産その他の減少額は、各事業共用ソフトウェアへの振替3,020百万円等によるものであります。
4. その他の固定資産の「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【資本金等明細表】

| 区分 | | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-----------------|---------------|--------------|-------|-------|--------------|
| 資本金 (百万円) | | 10,000 | — | — | 10,000 |
| 資本金のうち 既発行株式 | 普通株式 (株) | (20,000,000) | (—) | (—) | (20,000,000) |
| | 普通株式 (百万円) | 10,000 | — | — | 10,000 |
| | 計 (株) | (20,000,000) | (—) | (—) | (20,000,000) |
| | 計 (百万円) | 10,000 | — | — | 10,000 |
| 資本準備金 | 資本準備金 | | | | |
| | 株式払込剰余金 (百万円) | 10,000 | — | — | 10,000 |
| | 計 (百万円) | 10,000 | — | — | 10,000 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (目的使用) (百万円) | 当期減少額 (その他) (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|-----------------|----------------|----------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 貸倒引当金 | 43 | 47 | 4 | 38 | 47 |
| 賞与引当金 | 758 | 1,267 | 1,146 | — | 879 |
| 回数通行券払戻引当金 | 4,240 | — | 372 | — | 3,867 |
| ハイウェイカード損失補填引当金 | 19 | — | 13 | — | 6 |
| マイレージ割引引当金 | — | 287 | — | — | 287 |

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

| 内訳 | 金額 (百万円) |
|------|----------|
| 現金 | 637 |
| 預金 | |
| 当座預金 | 167 |
| 普通預金 | 33,905 |
| 小計 | 34,072 |
| 合計 | 34,710 |

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (百万円) |
|---------------------|----------|
| 有料道路の料金体系に係る社会実験協議会 | 2,400 |
| (株)ジェーシービー | 1,610 |
| 三井住友カード(株) | 1,326 |
| ユーシーカード(株) | 832 |
| トヨタファイナンシャルサービス(株) | 692 |
| その他 | 4,963 |
| 合計 | 11,825 |

(2) 滞留状況

| 当期首残高(A) (百万円) | 当期発生高(B) (百万円) | 当期回収高(C) (百万円) | 当期末残高(D) (百万円) | 滞留率 (D/A+B) (%) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 5,484 | 57,885 | 51,544 | 11,825 | 18.7 |

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

| 科目 | | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|-------------------------------|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 用地費 | 土地代 | 5,370 | 381 | 94 | 5,657 |
| | 労務費 | 628 | 487 | 13 | 1,102 |
| | 外注費 | 839 | 154 | 9 | 984 |
| | 経費 | 6,487 | 1,083 | 166 | 7,404 |
| | 金利等 | — | 126 | 2 | 124 |
| | 一般管理費人件費 | — | 132 | 0 | 131 |
| | 一般管理費経費 | — | 168 | 0 | 168 |
| | 計 | 13,325 | 2,533 | 287 | 15,571 |
| 建設費 (除却工事 費用その他 を含む) | 材料費 | — | — | — | — |
| | 労務費 | 1,926 | 1,560 | 429 | 3,057 |
| | 外注費 | 33,142 | 20,500 | 12,952 | 40,691 |
| | 経費 | 878 | 179 | 98 | 959 |
| | 金利等 | 8,706 | 419 | 42 | 9,082 |
| | 一般管理費人件費 | — | 443 | 76 | 366 |
| | 一般管理費経費 | — | 559 | 91 | 468 |
| | 計 | 44,653 | 23,663 | 13,691 | 54,624 |
| 消費税等 | | 1,583 | 388 | 405 | 1,566 |
| 合計 | | 59,562 | 26,585 | 14,384 | 71,762 |

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

| 路線名 | 当期末残高 (百万円) |
|----------------------------|-------------|
| 大阪府道高速 大和川線 (三宝～三宅西) | 8,352 |
| 大阪市道高速道路 淀川左岸線 (島屋～海老江) | 13,017 |
| 大阪市道高速道路 淀川左岸線 (海老江～豊崎) | 569 |
| 神戸市道高速道路 神戸山手線南伸部 | 24,479 |
| 京都市道高速道路 新十条通 (山科～十条) | 7,579 |
| 京都市道高速道路 油小路線 (上鳥羽～洛南連絡道路) | 11,340 |
| 京都市道高速道路 油小路線 (十条～上鳥羽) | 1,199 |
| 合計 | 66,539 |

(2) 貯蔵品

| 内訳 | 金額 (百万円) |
|-------|----------|
| 建設資材等 | 73 |
| 貯蔵物品 | 54 |
| 合計 | 127 |

II 流動負債

高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (百万円) |
|-----------------------|----------|
| 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 | 11,364 |
| 神戸高速鉄道(株) | 470 |
| 大阪市都市環境局 | 338 |
| キンキ道路(株) | 291 |
| 鹿島・鴻池建設工業協同企業体 | 232 |
| その他 | 6,021 |
| 合計 | 18,716 |

III 固定負債

1 道路建設関係長期借入金

| 借入先 | 金額 (百万円) |
|-----------------------|----------|
| 財務省 | 61,742 |
| 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 | 11,574 |
| (株)みずほコーポレート銀行 | 2,144 |
| (株)りそな銀行 | 1,405 |
| (株)新生銀行 | 836 |
| その他 | 1,144 |
| 合計 | 78,845 |

2 その他の長期借入金

| 借入先 | 金額 (百万円) |
|----------------|----------|
| (株)みずほコーポレート銀行 | 2,156 |
| (株)三井住友銀行 | 2,149 |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 1,495 |
| (株)りそな銀行 | 1,394 |
| 農林中央金庫 | 1,124 |
| (株)新生銀行 | 821 |
| 合計 | 9,139 |

3 退職給付引当金

| 区分 | 金額 (百万円) |
|-------------|----------|
| 未積立退職給付債務 | 17,446 |
| 未認識数理計算上の差異 | 466 |
| 合計 | 17,912 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 決算期 | 3月31日 |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 株券の種類 | 100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種 |
| 中間配当基準日 | 9月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え | |
| 取扱場所 | 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社本社 |
| 株主名簿管理人 | — |
| 取次所 | — |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | 新たに発行する株券にかかる印紙税相当額 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社本社 |
| 株主名簿管理人 | — |
| 取次所 | — |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 官報 |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本有価証券届出書により募集を予定している阪神高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成18年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

| | |
|----------------------------|--------------|
| I 資本金 | 4,463,874百万円 |
| 政府出資金 | 3,408,856百万円 |
| 地方公共団体出資金 | 1,055,018百万円 |
| II 資本剰余金 | 850,932百万円 |
| 日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金 | 850,932百万円 |
| III 利益剰余金 | 51,778百万円 |
| 当期未処分利益 | 51,778百万円 |
| 資本合計 | 5,366,585百万円 |

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

- ⑥ 事業の内容
 - (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
 - (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路株式会社に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路株式会社に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

